

1. 件名：「美浜発電所1、2号炉原子炉施設廃止措置計画及び保安規定変更認可申請に係る事業者ヒアリング（3）」
2. 日時：令和3年9月3日（金） 15時00分～17時25分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※一部TV会議システムによる出席）
4. 出席者：  
原子力規制庁  
原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門  
戸ヶ崎安全規制調整官、塚部管理官補佐※、御器谷管理官補佐、  
宮嶋安全審査官、藤川安全審査官※  
  
関西電力株式会社  
原子力事業本部 廃止措置技術センター 廃止措置計画グループ  
チーフマネジャー 他14名※
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料：
  - ・使用済み燃料貯蔵設備で貯蔵している新燃料の搬出方法について
  - ・美浜発電所1、2号炉 残存放射能調査について
  - ・美浜発電所1号炉及び2号炉発電用原子炉施設 廃止措置計画変更認可申請  
コメント整理表
  - ・美浜発電所1、2号炉 廃止措置計画変更認可申請及び原子炉施設保安規定変更申  
請のコメント回答

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁のミヤジマです。ただいまから美浜発電所 1 号炉及び 2 号炉廃止措置計画の変更について。
0:00:10	ヒアリングを行います。関西電力の方からご説明をお願いします。
0:00:16	はい、関西電力の原でございます。そういう資料に引っかかりまして説明させていただきます。ヒロNo.1 のほうから説明させていただきます。
0:00:26	説明者かわりまして監査委員力が増えてます。それでは資料 1 の本部の発言を行っていくような懸念 6° 設備例としてPTAの搬出方法についてでこれを説明させていただきます。
0:00:40	固定の資料の位置付けにつきましては列島はコメント整理表の中ですねいただいたコメントのNo.7 から 9 を落とし込みという形で出していたものでございまして、またちょっと前回いただかないとの補足というところを充実して、
0:00:57	いただてるものでございます。
0:01:00	それでは中身の説明でいただきます。1 ページ目をご覧ください。
0:01:05	またスポーツは概要でございまして、特に名目としましては、平常時燃料ピット 2 条の中の信連パイプについても整理及びについてここで前回コメント 7 番を落とし込みさしていただてる形でございます。
0:01:23	次に 3 ポツでございまして基本と変動帯というところを中心になる拠点というところ、こちらのキャビティコメントNo.7 のほうで回答押し込みでございまして、途中でですね前回コメントですね
0:01:39	容器の設計の条件としてその汚染水っていうのは考慮されていますかというご質問ございましたので、こちらも北海道自立していただいて、今、具体的に申しますと、担保するのですね
0:01:53	4 段落目ですね、のほうが輸送容器は始まるころの文章なんですけれどもこちら追記してございます。
0:02:02	また申しますのですね当該それ大きいOMX6Pラダー移動予定でございますけれども、固定についてはですね、そのためにデビットというとらえ方だ添付書市場集合とる進展状況で表現に加入してる前提で設計されているものでございまして、
0:02:20	具体的には森林の集合体表面に使用済み燃料ピットの日々特異なパートが 1 mm混在するという保守的な仮定に基づくホールディングス破断流っていうのは要件で設計された輸送容器でございます。
0:02:34	さらにですねこう見そういう岩の密封機能を有する構造のため、フェーシング規模での表面に残留してるホールで物質については、閉じ込めされている設計構造になってございます。
0:02:49	こちらですねと開析度老健バーという前回コメントございましたので形式のほうに実際に表見ておるといっていう表現を
0:03:03	追加してございます。て別紙 1-2 を見ていただきたいんですけども。
0:03:08	まで来るんですね。

0:03:11	OMXB型のあの設計書に抵触火傷旺盛ま 11 ページには具体的な黒線表面汚染のことが期待されてございます。
0:03:23	そちらの記載でございますように、封水の表面汚染を考慮した設計をしているというところで、こちらですね封水のほうにドットが付着している水量に基づいて実際の線源強度を求めてそれを満足するということのできたものでございます。
0:03:43	次のページですね 12 ページがミッドループマーケ積み上げたものでございまして、本輸送容器の密封境界というところでリップした設計になっていて、閉じ込められるということもよく見てください。
0:04:01	何か本来のIEEEもちろん守っていただきたいんですけども、
0:04:13	2 ページ目の 4 行目になりますけども、こちらなんか 8 コメントNo.7 っていうの再度落とし込みを出していただいているものでございまして、こちらですねシミズ掛け作業っていうのは自主的なものなのかというコメントが、
0:04:31	ございまして、これに対する回答という形なんですけども、基本的にピットから記帳への引上作業の作業の一環として行っているものでございまして、先ほど申しましたように設計大きい自体は代々木対話のお天気
0:04:48	を考慮したものになっておりますけれども引き上げたいの一環として自主的に水だけで汚染をしているものということでございます。
0:05:02	今、パピレスに 4 ポツすれば次の説明ですけれども、とびあの震源による臨界に関する保安検体ということで、こちらはコメントNo.9 を落とし込んだものとなっております。
0:05:17	あと医療が不明瞭範囲情報に関する説明であります。
0:05:26	関係力事業本部ですけれども、ここで一旦切らせていただきます。
0:05:33	今、規制庁側から何か質問、コメント等ございますので、お願いいたします。
0:05:39	。
0:05:43	会議室からは、質問事項ございません。一般化とツカベさん何かございますでしょうか。
0:05:53	まだわかりません。はい、ありがとうございます。フジカワさん何かございますか。
0:05:59	私からも特にはないです。
0:06:02	はい。
0:06:04	今は関西電力から続けて説明のほうをお願いいたします。
0:06:10	また資料の
0:06:13	関西電力のマツイですけども、少し資料のほうがだけなんですけども、それから 1 ページ目なんですけど、人ポツ被覆管ポンプエリアの疲労FLIPというちょっと記載があつてですね、何となくは基本的に燃料ピットっていう
0:06:29	のが正しい表現ですので、こちらについて抗体ば統合化のときに集計したものをお送りする形とさせていただきたいんですけど、こちらよろしいでしょうか。
0:06:41	はい、よろしくお願いいたします。
0:06:43	はい、承知いたしました多様ないただきます。大量になります。

0:06:47	はい、それでは続けて資料 2 の説明をしていただきますと、この資料にも電解 m あった資料について、ノコメント回答という形で回答した内容とあと追加の情報を落とし込んだ絵と修正版となっております。
0:07:04	で、資料も説明の場合に一編またもお詫びといいますかねとパンページ目に書いてる評価対象核種 55 核種というところで弁閉えっと今 PC99 で書いてるのがほとんど効い 99 で変えたっていうところでこれは
0:07:24	弊社も同じで修正ということなんですけれども、まとめに充ててまた全体結局する中でですね、もう一つちょっと水が見つかりまして、一番下の行に限る KEM234 で会議にこれでいいとため LIBOR24% の間違いできて、
0:07:41	これらの申請書の強さのほうをなり間違いをしておりますのでこれについてはそれで固定で柔軟ささせていただきたいと思っておりますけれども、すみません。
0:07:52	資料の中身の説明に
0:07:57	完売で変わりました関西電力ナカガワから説明をさせていただきます。変更のあったところをコメントを反映したところを説明をさせていただきます。めくっていただきまして 1 ページ。
0:08:10	2 ポツ欄ホウ酸の調査についての
0:08:15	6 行目から
0:08:20	クエンチハンドブックに基づいて第 1 表に新第 1 表に示す 55 核種とするということでそのあと 55 確認しました理由について記載をしております。これを反映しております。
0:08:37	コメント No. の 10 番の範囲になります。
0:08:41	続きまして 4 ページ。
0:08:44	こちらに残存放射能調査の調査範囲の増を見込んでおります。これがナンバー 10 コメント No. 11 の反映でございます。
0:08:57	これにつきまして、前回のヒアリングなどにコメントいただきまして、
0:09:05	外部遮へいの調査範囲のところの
0:09:10	放射化汚染調査範囲の緑の線をですね塗り直しております。併せてですね燃料ピットのほうも内側外側両方を評価しておりますので塗り直しをしております。確認ください。
0:09:25	続きまして、9 ページ。
0:09:29	こちらに使用済み燃料ピットの評価モデルを加えております。コメント 18 の回答となります。
0:09:37	燃料ピットの一次元モデルということで、水平方向壁方向のモデルとそれから垂直方向流下方向のモデル、これにつきまして、記載をさせていただきます。
0:09:53	それから進んでいただきまして 15 ページに、
0:09:58	コメントを 12 の
0:10:02	原子炉格納容器内設備等の内包試料採取箇所につきまして説明させていただいたビュー口をつけております。
0:10:16	資料の説明は以上になります。
0:10:24	原子力規制庁ミヤジマです。
0:10:27	はい。

0:10:28	ありましたコメントをお願いいたします。
0:10:40	規制庁ツカベです。
0:10:42	ですが、9 ページ目のモデルはわかりましたって等、その 7 ページで御説明されている。
0:10:51	燃焼度とか冷却、
0:10:54	期間等を考慮した保守的な評価となる使用済み燃料をといるところの
0:11:02	運用をしていただけますでしょうか。それすべてとページ目の御意見ある燃料がどういう関係にあるのかというのを教えてください。
0:11:20	はい関西電力事業本部けれども、
0:11:23	具体的な
0:11:28	社長。
0:11:34	計画で
0:11:57	規制庁ツカベですとそびれ場モデルれその線源。
0:12:01	生産落とさかっていう点に尽きるんですけど一方つの実際の体系としては複数本の燃料体が入っていて、
0:12:10	それとの関係という宣言を
0:12:14	お金たんですかという質問です。
0:12:20	何かだけの事業本部です曳馬地域割り返した図書と思います。
0:12:40	乾固考えるはずですけども、すみませんちょっと
0:12:46	出来上がって見たらできてないので、具体的にちょっとここに盛り込むような形で、すみません次回具体的に説明させていただきます。今の御指摘については、
0:13:01	それとツカベを超えますと私もこの内容なんか、
0:13:06	株主様ということではなくて、いかにわかりましたところだけしゃべるはずは承知しました。はい。
0:13:13	はい。私からは以上です。
0:13:19	規制庁のトガサキですね、1 ページ目の 2 ポツの
0:13:24	今回追加された
0:13:28	7 行目以降の 55 核種の選定理由のところなんですけど。
0:13:34	この文章を読むとよ。三つポツがあるんですけど、それを踏まえて、
0:13:42	5 から 300 人の範囲です存在割合が 0.1%以上となる核種等からっていか書いてあるんですけど。
0:13:49	この三つのポチ等を 0.1%以上。
0:13:55	との関係。
0:13:57	あと等っていうのがあるので、それをちょっと教えてもらいたいと思います。
0:14:08	はい、関西電力のハラですけども、まず 0.8%につきましてはこの三つの 5 通のナカノを一番下のポツですね。はい措置に想定される環境移行経路に対して適用の大きいのであると
0:14:26	d. 量的に効いてくるもの営業個性効いてくるものとして存在割合が 0.2%というところで五感になります。
0:14:39	それととかく目のほうでですけども、

0:14:44	うん。
0:14:51	東電っていうふうになるかと。
0:14:57	すみません、今ちょっと即答できませんので、おそらく応答のもうちょっと明確にして、ただ後程か議会になるかもしれない。後程回答。
0:15:08	規制庁のトガサキです。
0:15:11	特にその三つ目が0.1%っていうのでこれは多分施設はあまり
0:15:18	には依存しなくて、
0:15:21	5 から 300 年の範囲での存在
0:15:24	割合っていうので。
0:15:28	他の施設でも適用されると思うんですけど、その二つ目のポツっていうのは、その減衰期間っていうのは、
0:15:38	これは施設によって違うんだと思うんですけど、ここの電中研ハンドブックは一律同じような期間を想定してるのかっていうのと、あと、その期間減衰期間で、
0:15:51	どれぐらい減ったものは対象外にしてるのかっていうのをちょっと教えてもらいたいんですけど。
0:15:56	。
0:15:59	関西電力ハラですけれども、まず一つ目のご質問で、ここに書いてる5年間の簡略年っていうところはこれ一律電中研ハンドブック一筆に決まっているというふうになりますんで、ここ
0:16:14	例えばプラントによって切られると違うというのはおっしゃる通りなんですけれども、基本特に影響が大きなものですね、今の日本の標準工程で言いますと、その安全貯蔵期間ということで、6年程度、
0:16:29	停止してから待つという工程になっておりますのでそれを踏まえた上での5年からということと考えています。
0:16:38	で、もう一つのものとのこれによってどれぐらいできるかっていうのがちょっと非常におそらくや合否定款なりになって、
0:16:49	そうとかなんかで切られた結果だと思えます。今ちょっと我々の手元に回答がないんですけど、
0:16:57	結論から言ってた候補のここに書いて55核種っていうのは、鉄塔そのものが運転中でも考慮しない核種も含んだような同等で等保守的な評価と核種選定だと考えているというところで、
0:17:13	ただ、具体的にこの5年見たところでどれぐらい減ってるかっていうのがちょっと今、答えが出るのかどうかちょっとわからないんですけど、ちょっとそういう状況でございます。
0:17:24	規制庁のトガサキです。ちょっといずれにしても、この文章と図でちょうど色いろんな所要読み方ができてきてですね。
0:17:34	この中三つ三つのポツを
0:17:39	考慮してっていうことなんですけど、だから議員2ポツ目の元帥期間を考えて、それで元帥期間が必要だと6年っていうことだったと思うんですけど。
0:17:55	それねもう0.1%。

0:17:59	以上にもならない存在割合はですね、ならないから切っているのか、それとももう、
0:18:08	どっかで決めて原石期間考慮しても、残るのが少なくなるからもう除外しているのか、あと三つ目はさっき 0.1%と関係するということだったんですけど。
0:18:25	年から 300 年の範囲でっていうのは、
0:18:29	これもだから減衰期間を
0:18:32	考慮しているのかしてないのかっていう
0:18:36	少々ちょっと関係がちょっとわからないので、こうハンドブックにこういうふうに書いてあってそれをそのまま抜き出してるとっていうことなんですか。
0:18:47	関西電力のハラですけども、その通りでございますんで、今言われた。いや 5 年から 300 年のどこの段階の多分存在割合かという趣旨かと思っておりますけれども、
0:19:02	答えを見たわけじゃないんですけども実際選んでる 55 区画考えるとですね、特に大きな
0:19:11	プロパンページに書いてるかければ例えば FE59 とか 固縛 58 固縛 66 ページ、款元気的には、ここは 58 年度相当短い 3 段 10 日だったと思うんで、実際パン略年後って考えたものを基本的には 0 といえるレベル。
0:19:28	けれどもやっぱり部ということを考えると、5 年目から 0.1 残ってるものについてはすべて上がっているというふうに考えております。
0:19:41	規制庁のトガサキです。今後ハンドブックのこの該当のページです分量とか多いですか。
0:19:50	もしそんな多くなってなかったら、ここの記載の該当のページをちょっといただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。
0:19:59	関西電力ハラですけど、承知しました。
0:20:04	よろしく申し上げます。
0:20:22	はい、会議室からは以上です。千種何かありますか。
0:20:30	私から特にありません。
0:20:36	はい。
0:20:37	資料についてのコメントは以上になります。
0:20:42	あとは、
0:20:47	またちょっと事業部間で説明していただく。
0:20:49	けれども、よろしく願いいたします。
0:20:59	関西電力ナカガワです。それでは資料 4 の方ほうから説明をさせていただきます。
0:21:06	まず最初の 1-1、コメント回答 1 につきまして説明をさせていただきます。第一段階の経験とそれから第二段階以降の廃止措置計画の具体的な反映内容ということで増販表をつくっております。
0:21:22	一番左側、第一段階の実施内容ですけども、系統除染、それから残存放射能調査二次系設備の解体ということで第一段階実施をしております。系統除染につきましては、系統内に付着した放射性物質を役員において計画的に状況をしているものです。

0:21:41	残こちらことにつきましては、個人としまして、解体対象範囲の金属及びコンクリートのサンプリングを行いまして、それと測定によって汚染状況を確認するというもの。
0:21:54	日警察の解体は放射性物質のないですね汚染のない見立てにつきまして解体を行っているというものです。
0:22:03	それぞれ詳細は後に説明をさせていただきます。その後方先生実施結果及び経験等ですけれども、自治結果としましてええけど条件の範囲につきましては、線量率が大きく低減しているというものです。
0:22:18	それから解体対象施設内の残存放射能調査の結果を持ちまして、解体対象設備施設内の候補者の分布のはあ食うができていているというものです。それと公社のレベルのですね、
0:22:35	レベル考査のレベル別の申し訳ございません。はい、廃棄物の発生量映像からまた
0:22:44	被ばく評価とをもちまして気体液体につきましても発生量を評価をしております。
0:22:51	それからその下経験等ですけれども、
0:22:55	性能維持設備、それから安全上安易にこういったところ、系統除染でありますとか、その放射能調査例、そういったところの工事が発生してますので、そういったこの男性能に設備が安全でちょっと範囲を誤って切断形内容です。
0:23:13	といった工事を実施しております。
0:23:16	それから2次系へのですね解体におきましては熱的切断等を行いますので、局所相当廃棄設備のか所送風機設置によるガス化物ですねヒュームの拡散防止対策などしております。
0:23:32	それからその下も同様でして、各種法人におけますどうか対象とした防火対策の実施。
0:23:40	さらに安全対策設備た案安全安全工事の対策であったり、線量を
0:23:54	燃料を被曝被ばく防止対策等を行っております。
0:24:01	その欲を2次系、第二段階以降の計画策定時の反映事項ですけれども、
0:24:10	当社の分布等もちまして、解体撤去物の用量がわかりまして、それを使って他エリアの容量でありますとか書いてある物流の設定等を行っております。
0:24:24	また工事エリアのですね放射能レベル等も把握ができておりましてそれを用以まして、放射能レベル低減対策といったものの検討を行っております。
0:24:36	それから解体撤去を行うことに伴って発生します気体や液体の廃棄物、これによる中変位今日も確認を被ばく評価でしております。
0:24:48	また安全対策につきましても検討いたしまして第3回で安全上問題なく工事が実施できておりますので、そう経験を引き続き実施をしていくということにしております。
0:25:09	次のページへいただきまして、何回もOKと条線の説明をさせていただきます。
0:25:17	個人目的は、先ほど被ばく低減、それから放射性物質濃度低減を図るために、系統内放射能濃度の高いところのですね。選別を役員で除去すると。



0:25:31	ということになっております。結果を下に書いてございます。1号機2号機につきましても多く評価します除染件数、これは上1000万円の表面線量を除染後の表面線量で埋まった後になりますけれども、目標30
0:25:50	条線建設三条というものをすべて満足してるということで助成が
0:25:58	もうも目標通りできたというものでございます。
0:26:03	検討安全対策につきましては先ほど説明した通りのものでございます。
0:26:09	次のページ3ページ1のファンですけれども、横断歩行者の調査工事のほうの説明が
0:26:17	こちら作業に決まっ低減及び合理的な解体工法の策定ということを目的としまして、
0:26:27	対象範囲内のサンプリング、それから測定によって施設内の汚染の状況把握をしております。
0:26:34	それによりまして、放射性固体廃棄物の推定発生量を下に記載ございますけれども、それで発生量を
0:26:45	評価をしております。
0:26:48	それと、その場合ですけれども、買い替えて調査範囲のですね、黒線の推定分布と、こちらの推定分布を行う形で見直しをしていくものになります。
0:27:05	次のページ、1-4ですけれども、2次系解体の工事でございます。これは第二段階、第3ナカノ継続して行いますけれども、これ、こちらは放射性物質による汚染のない部分も加味建屋の解体を大事だ。
0:27:23	第一段階から行っております。こちらにつきましては通常の解体工事と同様にですね、一般的なカテゴリーと同様に安全対策を行って実施をしているのでございます。
0:27:40	はい。
0:27:42	下の部分ですけれども、色分けをしてございまして、赤色で塗っておりますが、開会中のものをですね緑色で抵当塗ってあるところはですねもうすでに解体が終わっているのか。
0:27:58	右側に表を記載しておりますけれども、そういったところになっております。
0:28:05	続きまして、
0:28:07	コメント11の回答のページが11-1になります。
0:28:12	こちらにですね、
0:28:16	でき建屋の解体範囲について、それぞれの段階ごとにどういったところを解体するかというものを記載をしております。
0:28:26	色分けをしております、後で説明させて次の次のページ13-1の段階ごとの
0:28:35	書いた範囲の1いろと合わせてございます。
0:28:40	多分第一段階につきましては、タービン建屋の二次警戒対応を行っております。
0:28:48	内第二段階、原子炉周辺設備解体撤去期間となっておりますけれども第二段階におきましては、同様に2次系設備の解体をタービン建屋で行うとあわせまして、原子炉周辺設備の解体を緑色で塗っておりますけれども、

0:29:05	原子炉補助建屋、それから、原子炉格納容器内でもで行うという予定にしております。
0:29:12	下向きまして、第3段階、いいですけども、原子炉領域の解体期間、
0:29:20	ですので、こちらは先ほどの第二段階の解体2次系解体と原子炉周辺設備の解体に比べまして、加えまして、原子炉格納容器内の原子炉容器原子炉領域原子炉容器乙中心とした原子炉容器の解体が入ってくるものでございます。
0:29:39	第3段階で、こちらの設備すべてを解体をいたしまして、旅建屋のほうも第3段階で解体をする予定としておりまして、最後第4段階につきましては、建屋の解体ということで保険のないことの確認をした後に建家を解体するというものです。
0:29:58	時のページ、コメントを13番の回答になりますけれども、解体撤去の予定を抜く様式で書いてございます。一番以前対抗性を記載をしております。
0:30:12	その下に2次系設備の解体ですけども第一段階第二段階、それから第3段階で、機器を解体したとタービン建屋本体と解体するという予定にしております。
0:30:25	その車周辺原子炉周辺設備の解体撤去につきましては、第二段階から解体を始めまして第3段階も引き続き、会議体を行っていて第3段階ですべての設備をいたします。
0:30:40	同斜原子炉領域の解体につきましては、第3段階で支持構造物原子炉容器小さいという形ですべてをこの第3弾振替対応。
0:30:53	最後を建屋の解体につきましては第4段階で行うというような特性を記載をして、
0:31:02	これ1ーサトウ説明を終わらせていただきたいと思います。
0:31:12	原子力規制庁ミヤジマです。ただいまの課題へのコメント可否について、
0:31:21	規制庁のミキヤです。資料ははい、中身は大体理解できたんですけども、このCOの位置付けなんですけれども、
0:31:33	部、
0:31:35	基本的に申請の概要の資料に入れ込んでいただいたほうがいいんじゃないかなと思ってんですけども。
0:31:43	いかがでしょうか。
0:31:45	はい、関西電力ハラですけども、／分もあれば、そのつもりでして一家に出させていただいていたって浜堤が以上の人に参考資料としてこれらを京王閣考えてるところです。
0:31:59	はい。農林
0:32:02	。
0:32:03	うん。
0:32:05	参考資料
0:32:10	これで2ページ目なんですけれども、
0:32:16	系統除染結果が左下に書いてありまして、
0:32:21	ここで目標しいDFが30ってことですかね。

0:32:26	それで具体的にどのぐらいの線量になるのかってそこら辺は何か具体的な数値って何でしたっけ。
0:32:40	関西電力ハラですけれども、福島で今手元に数字はないですけど、
0:32:46	ちょっとこれまた次回でも手続きはテクシンさせていただきますけど簡単には等々に下がっているのでもいつも1ミリシーベルトパーアワー行くようなものがほとんどなかったようなレベルまで下がったPRAの最も高い。
0:33:02	所も変わってるの蒸気発生器の体感とかで、冒頭下がっても、ちょっと具体例、時回避していただきます。
0:33:11	はい、規制庁のミキヤですね確か後ろの方にも確か出てくるんじゃないかと思いますが追加のこれで
0:33:18	専用除去するようなそういうような作業は不要ですよということで、すべて目的が達成できた。
0:33:26	いう理解でよろしいですかね。
0:33:29	はい関西電力ハラですけれどもその通りでございます。
0:33:37	それでも目標規制庁ミキヤですけど目標というのはあくまでも
0:33:43	よろしくね。
0:33:46	DFが30以上ということで、
0:33:53	んですね、
0:33:56	例えば、クリアランスレベルに落とすととか、
0:34:02	言わんいうつつとかそういうのも含めていろいろ等、そこら辺けっ対象。
0:34:10	この系統10分と系統汚染状況の対象ページ。
0:34:17	どっかに出てましたっけ。
0:34:20	次は電力花火けれども、概念図で言いますと、右に限るというのを心になりまして、カンパニーの中の一次冷却材が鉄塔等てる政党すべて取っ考えて通常通ってる訳系統すべきということで、
0:34:38	になりまして、ちょっと申請書のほうでもパッカー鉄塔
0:34:42	具体的にどうこうするっていうのか。
0:34:45	うん。
0:34:55	それから、
0:34:59	車でネットを右の図の現実こう現状冷却材系統負荷後余熱除去系等、
0:35:09	サトウアクティビティー科学具体的
0:35:14	営業系制御系
0:35:17	はい。
0:35:18	三つが主な系統範囲がちょっと部会委員どっかに書いてある確率、
0:35:25	規制庁ミキヤです。そうですねこっちと私の他プラントでもう少しそこはきちんとさしか説明されていたなあと考えていて、
0:35:36	美浜をちょっと見てみると申請書では少なくともあまり私は記載がちょっと揺らいかなと思っていて、ここぐらいしかないのかなと思ったものですから、何かその絵と系統除染具体的にこういったものを助成してこのぐらいにするっていう
0:35:55	大体、

0:35:57	系統除染、具体的に何をどうしたっていうのがわかるような資料、
0:36:01	がここに追記いただけないかなと思ったんですけど、その辺ちょっと申請書にあったらすみません、私が見落としかもしれません。
0:36:10	どうでしょう。
0:36:11	他電力のハラですけれども、具体的にどうこうやって目標時期を求め、同どうしてたか。
0:36:20	そういうところをやっぱどっかに具体的に
0:36:24	グループで摩耗がちょっとこれ参考資料に入ってきてしまうよりもどちらかというと、そうですね、はい。実績をあくまでもこれ第二段階には関係しない、第一段階の実績なんですかね。
0:36:38	そうですね管理わかりましたそういう意味で参考資料にこう示されるということで、ちょっとこの中に追記いただければいいかなと思います。
0:36:46	関西電力ハラですけれども、承知しました。はい。
0:36:55	はい。
0:36:56	あと3ページ目なんですけれども、
0:37:01	そこで残存者5名の高台ではすいません。一つ今の話ですけど、来期段階の申請書の中で具体的に第一段階の系統除染模範域の文章で明確に
0:37:17	はい、はい。ページ数をちょっと教えてもらうといった具体的な来期なんか逆元本版の20ページになりますけれども、
0:37:32	ございますがここに
0:37:34	まだ域段階に行う解体の方法という中で(イ)条線の状況というところで、この一番パイルの段落から二つ目に第一段階はから始まる文章がありますけれども、
0:37:46	所に原子炉容器儀礼委託設備化学体積制御設備の熱除去設備に対して検討条件を引き続きこの通りにしたのになって、
0:38:00	そして、これ1次系について、基本的にワーク除染する化学的除染ってということで記載がなされていたということですので、では目標とかそこら辺の設定の考え方なんかもあれば、そこら辺は
0:38:16	まだ説明がないということですね。
0:38:19	はい、目標値につきましては、申請書の中で具体的には書いてなかったんですけども、審査の中で答えているペーパーがありますので、その内容が盛り込んで今回の広場かに入れさせていただきたいと思います。はい、よろしくお願いします。
0:38:35	はい。
0:38:38	はい。
0:38:39	それで3ページ目なんですけれども、
0:38:44	ここも第一段階の実績ということかと思っておりますが、
0:38:53	この
0:38:55	高線量の取り扱いの話なんですけれども、
0:39:00	これは具体的に線量が高くて人が立ち入れないので何か遠隔装置をつくって使って行った。

0:39:08	ってということかなと思うんですが、
0:39:13	そこら辺は何かもう少し、
0:39:15	詳しく
0:39:17	御説明はいただけないでしょうか。
0:39:21	／耐電力ハラですけれども、また別途この単ページ中にもうちよつとこの遠隔装置等、この辺も具体的に各被ます。
0:39:34	下の三つ遮へいとか汚染拡大防止とか、
0:39:40	ですけれども。
0:39:42	これは、
0:39:46	そういうものをやりながら
0:39:48	作業しましたよっていうのはわかるんですがここでちょっと御説明いただきたいのは御説明
0:39:55	主体とそちらが考えて記載したいとは何でしょうか。
0:40:00	ちょつとなあまり中途半端な記載かなと思っておりまして、何を目的にこういうことを書いた工事概要としてちょつと入ってそれでこういう経験がありましたっていうのは、
0:40:12	何か書くんであればもうちょつと具体的にこういうことを説明したいっていうのがわかるように書いていただきたいなと思ったんですけれども。
0:40:20	関西電力ハラですけれども長期まして、もうちょつと戻る具体性がわかるような形で記載させていただきますので遮へいであれば臨時的に遮へいを設けたような、こういうところは線量が高いから。
0:40:34	何か臨時の遮へいば持ってきたとか何か特別な措置をしている、そういう経験が今後にも生かされるっていうことで御紹介いただきいたのかと思いますので、より具体的なところをちょつと記載いただかないと逆にこれだけの記載だと。
0:40:50	以上に何かコメントが残ってしまいそうだなと思います。
0:40:54	関西電力ハラですけれども承知しました。
0:40:57	私は以上です。
0:41:00	ちなみにゴム社員も持ってこの遠隔装置って何ですか。
0:41:05	関西電力は別制度も簡単に言いまった今回の残存放射能調査で原子炉容器とかナカノ炉内構造物とかサンプリングも来てるんですけれども、これがまた議会で遠隔的に動く方事例。
0:41:22	サンプルをとつかというところ、具体的なものになります。
0:41:29	そこら辺も
0:41:32	何か御紹介いただけたりするんでしょうか。はい。わかるように、何かPLなりしている中で告示てわかります。はい。よろしくお願ひします。
0:41:41	。
0:41:52	規制庁皆様はどうぞ。
0:41:55	規制庁フジカワです。

0:41:57	すみません、今のところと関連なんですけど、この3放射性周辺、3ページにある遮へいの設置と汚染拡大防止措置と防保護具の着用っていうのはその2ページ目にあるが一基ある措置とはまた違う同じようなこと。
0:42:13	っていう理解でいいんですかね。それとまた、
0:42:16	ちょっと変わってきたりするんでしょうか。
0:42:19	次回示してるっていうのはそれでも大丈夫なんですけどもお願いしますとか電力のハラですけれども、やってる内容としては2ページと同じ内容でやってる場所はそれぞれ法人の違いますけど、こういう意味で、2ページ波の形でちょっと間ページも拡充思います。
0:42:40	規制庁フジカワです承知しました。
0:42:47	規制庁の宮島です。すみません。ちょっと1.3項までに価格除染っていうところでどういう手法を使ってるのかちょっと教えていただきたいなと思ってますので、これちょっとインコネルのほう、DFはかなり
0:43:01	どういう調査をしているのかなところを教えてください。
0:43:05	関西電力ハラですけれども、まずあの、すみません
0:43:10	化学除染っていうことで、インコネルとステンレス等で分けてるわけではなくて、
0:43:17	簡単にうまく目D2の部でちょっと見ていただいていたいたきたいんですけれども、
0:43:22	この図の右の上のほうに除染装置という装置がこれを新たにつけて、この点線で書いてるラインで
0:43:32	先ほど言ったこの赤色系等、これに接続してますんで。
0:43:40	当時からこの除染液吸入って書いてますけど、いわゆるその価格的内規を流しまして、この系統ずっと循環をさせて
0:43:54	配管の表面についている汚染を除去してそれを4号館事例ということを繰り返してやったということで、このインコネルと電力こう分けてるわけではなくてこの系統の中に蒸気発生器の体幹部がいわゆるインコネルの場所と宣言以降の場所があるというだけで、
0:44:11	の方法分けてるわけじゃなくてこの系統すべてにずっと駅4時間かかったということになります。
0:44:20	はい。規制庁の宮島です。ありがとうございました。
0:44:25	この除染係数の
0:44:28	ステンレスということですけど。
0:44:30	理解しました。ありがとう。
0:44:34	解決可能。
0:44:37	はい。
0:44:41	規制庁のトガサキです。ちょっと事実確認なんですけど、2ページの層序清掃装置の位置付けなんですけど。
0:44:51	これは通常の
0:44:55	それでは定検とかでも使ってたものなんですかそれとも今回配送と中央に新たに設けたものなのかちょっとっていうのを教えてもらいたいんですけど。

0:45:07	関西電力のハラですけれども今回のこの除染装置については新たに設けた というか新たに持ってきたというか、いわゆる可搬相似になるんですけども今 ばらってないんですけども、こういうものになります。
0:45:23	規制庁のトガサキで、これはフィル仮設フィルタとかがかなりいかが線量高い ってということだと思んですけど。
0:45:33	この装置とか排液とかですねフィルタとかはは放射性廃棄物として扱われてる んですか。
0:45:46	関西電力の秦ですけれどもその通りでございまして、
0:45:51	はい。
0:45:52	I樹脂 4 項管理費使ったものにつきましてはもともと運転中から出てる入りと同 じような形で
0:46:03	はい自重堂タンクの中に今入っておりますので、廃液につきましても、既存の 廃液処理装置で処理してノーチェック排気或いは綺麗なものは法律していく と、通常の廃液処理と同じ形で処理している状況です。
0:46:24	はい。規制庁のトガサキで、これはもうその装置っていうのはもう今後使わ ないんですか、もうこの助成っていうのはもう一段階目で、
0:46:36	終わったっていうふうに考えてよろしいですか。
0:46:39	関西電力のハラですけれどもはいここに閉めて系統条件というものにつつまし ては今後窃盗実施はしません。
0:46:48	これ既存の設備のこのポンプとかがいろいろありますので配置になって、まず 大事な段階でやってるということで、もうこの紅茶基本的にはもう性能維持施 設ではないものがほとんどですので、今後使う。
0:47:05	ここも程度にこういう大掛かりな系統条件を混合しません。
0:47:11	規制庁のトガサキです。それで、原子炉容器も御助成されたっていうことなん ですけど、込込助成、助成現ケースっていうのはさっき説明があったと思ん ですけど、インコネルと仮設熱交っていうのは、
0:47:26	あの場所で決まってるっていうことなんですけど。
0:47:30	もうそれぞれの場所これ平均値で書かれてるんですけども、必要な調整もでき たというふうに考えてよろしいですか。
0:47:42	関西電力ハラですけれども、はい。
0:47:46	我々がどうやろうとしたら目標規格ですべて達成できたというところで考えてま す。
0:47:54	そう。規制庁のトガサキです。そうするとはこの前も説明あったと思ん ですけど当初は女性がうまくできなかつたら、その部分を
0:48:05	解体するとかっていうのもあったと思んですけど、3 層、必要な助成ができた ってということで、今後はそのままの状態、
0:48:17	あろう廃棄物として解体するっていうふうに考えてよろしいですか。
0:48:24	関西電力ハラですけれども、ちょっとややこしいかもしれないけどもともとの 系統条件の主な目的という意味で言えば解体時の作業員の被ばく低減って いうのが主な目的で今回やったものになりますので、

0:48:40	今後これを解体して廃棄物にする場合はですね、今後の廃棄物のレベル区分っていうところにありますけれども、
0:48:51	基本放射化してるところはもう減衰また仕組みしかないんですけれどもその付託についてはさらに例えば物理的な除染とか否定まで下げる余地があると判断した場合はそういうことをやることは可能性はやることはあり得ます。
0:49:07	このまま廃棄物になるっていうわけではなくて、もう一度勘範囲というか、これ大掛かりな系統除染みたいなものではないですけれども、Brushと女性みたいな形でやる可能性は今後もございます。
0:49:23	以上です。
0:49:25	規制庁のトガサキです。
0:49:27	そこら辺のそういう今回そのうち系統除染とかで
0:49:37	必要な助成ができたってということなんですけど、その今後の各段階が各設備の解体方法ですねってのがどの程度決まってるかっていうことなんですけど、何でこの申請書の前の概要説明、説明の申請書の
0:49:57	5 ページとかで、その台の二段階とか第 3 段階でどういうことをやるかっていうのが書かれていてそれが今回申請書の記載が変更になるんですけど。
0:50:09	で、ちょっとそれとの関係をちょっと説明してもらいたいと思ってこういう質問をもう資料用意してもらったんですけど、例えばその第二段階ですと、原子炉周辺設備の改正敵は第一段階に実施する。
0:50:25	壇上放射能調査の結果と
0:50:28	2 次系設備の解体撤去の経験等を踏まえ、合理的な手順及び広報を策定し実施するっていう
0:50:37	のが書いてあって、今回はその記述はの残ったままだと思うんですけど、まず第二段階のその対象となる周辺、
0:50:49	設備の解体撤去の手法手順工法っていうのは、
0:50:55	どういうふうに決まるのかっていうのを、
0:50:58	ちょっと確認したいと思ってなんですけど、名から今の話ですと、
0:51:08	原子炉周辺設備っていうのは、
0:51:13	原子炉領域以外のものが含まれるっていうことなんです。
0:51:18	さっきの図で言うと、
0:51:23	さっきの図でいうと
0:51:26	これは 11-1 ページですか。
0:51:29	のずれ言うと、
0:51:31	1 次系のところも、今回第二段階にの対象になってくると思うんですねあの②の説明で、その
0:51:42	解体の
0:51:45	まあ手順方法っていうのが、
0:51:48	もう第二段階に入るわけですからも兼務とそれは決まってると思うんですけど。
0:51:54	それはどういうふうに決まってくるのかっていうのをちょっと教えてもらいたいですけど台数先ほどの、今回軽度情勢もできたんですけどそのまま切って、廃



	棄物にするだけじゃなくて、場合によってはその助成、さらに助成もするっていう話があったと思うんで。
0:52:12	それがまず第2なんかで、ちゃんと決まってるのかっていうのを、
0:52:17	教えてもらいたいのとあと第3段階でも同じように、今度原子炉容器についても、
0:52:23	そういう経験を踏まえて、
0:52:25	やはり
0:52:28	ということが書かれているので、そこら辺の関係をちょっと教えてもらいたいと思います。
0:52:35	関西電力のハラですけれども、なかなかちょっと覚えと明確に答える難しいところがけれども、
0:52:42	例えば先ほども11-1ページで書かれているところで、もう本来欄外で解体する範囲、
0:52:50	いうものは、
0:52:53	MAAPの
0:52:56	縦断の1ページ全部書いてますけども、
0:52:59	公共が原子炉補助建屋、いわゆるこの絵でいう一番左の
0:53:04	11ページでいう②の左のところを壊していくんですけども、ここの赤で囲っているこの辺の堆積制御タンクとかこの辺の系統の系統条件でやってますので、基本類はもう県レベルはもう十分をとって、
0:53:20	落ちてると考えてますけどもいざ解体する段階には当然
0:53:26	細かな作業場所ごとにですね、もう1回事前確認をした上でですね、例えばどっかのホットスポットではないかどうか、そういう確認もした上で女性が後手なあかん株川というのはもう個々細かな機器レベル、例えばその、
0:53:42	端部とか出さしドレン弁とかご細かなところにたとえ要請があったら、そこだけ情勢必要だというのはもったの過剰計画ごとで埋め立てて、そんな実際のどっから効果ということも具体的にそこで決まってくる話で規程との
0:54:00	手順広報等今のこの機器の手順とかを今の段階で決まってるかということと言うわけではなくて、具体的に解体する設備を決めて、それに対する作業計画を立てる段階で、その細かな手順というのは駄目です。
0:54:16	そういうことになりますんで。
0:54:19	ほとんどの先ほど言ったその条を送るかという意味で言ったら製造第一段階であったような系統除染みたいの大掛かりな除染っていうのはもう大々的にはしませんと。
0:54:32	ただ今言った例えばホットスポット的なところがあった作業前に、なんかでいきたくて吹いてから実際に配管切るとかですね、そういう細かな助成とかはあり得ますバックを
0:54:45	解体した後についてもですね将来的にはその処分場とかの事態基準が明確に決まった時点でまた女性が必要だったら我々といたしますし、その辺については
0:55:00	細かな手順なり広報というのは、すべての記述で決まってるわけではない。

0:55:06	ちょっと曖昧でどういう答えになります。
0:55:09	規制庁を
0:55:11	通常のトガサキです。だりいずれにしているのだから保安規定で具体的なフィーダーのその廃止措置計画で具体的な回答の仕方っていうのを細かく書く必要ないと思ってるんですけど、いずれにしても、
0:55:28	二段階にこれから入るわけですからそうに何かいいの解体というのをどういうやり方でやるかっていうのは、その第一段階を踏まえて、来考えられてると思いますので、それをどういうことを考えているのかっていうの解体の
0:55:46	基準とか広報ににどういうふうに繋がるのかっていうのがわからなかったので、
0:55:53	そこの部分をもうちょっと今回はこの程度の説明の傾向なんですけど、今後必要になってくるんじゃないかというふうに思ってます。
0:56:08	関西電力ハラですけれども、これ家で遠いところあるんですけども、それとアルファないかとも思うかもしれないんですけど、今日の資料の先ほど御説明した後の1-1ページ。
0:56:23	第一段階の工事データ経験等でもここに書いている。それを具体的に言いますと、
0:56:30	一つ目に書いてあるその性能維持施設とかこういうものが誤って解体切断しながら工事を実施するとか、
0:56:38	で、例えば時によってに限る後別途拡散防止対策、このアップデートにあるものから解体を取外低利寒気を切断するとか、そういう細かなレベルでの経験というのはいかがかというところで、
0:56:57	或いはもう、要は短絡高圧だけですので、その性能維持施設をこのまま改造とか、安全を
0:57:07	安全機能を生かしたまま、この工事するものではなくてもいらなくなったものを枠だけですので、その解体工法というのは大きな形でもう機械的切断フルパワー熱的切断来るか程度のもものとして考えております。
0:57:29	規制庁のトガサキです。ただそういう、
0:57:32	例えば先ほどのその1ページのところで、
0:57:37	その子馬二段階以降の計画策定時の範囲事項という矢印があってその下のところに、
0:57:45	工事エリアの放射線レベルの低減対策の検討とか、っていうのが書いてあると思うんですけど、こういうただですね、レベルを下げるだけなのか、それとも砂岩なかったときに、
0:58:01	この条線とかですね、そういうのが必要だったらそうそういう対策も必要になると思いますので、さっき壊し方を熱的なものとかいろいろ切断とか言われたと思うんですけど、そういうことが決まっているのであれば、
0:58:19	そういう手法とかですね。
0:58:25	手法と広報ですねっていうのも、
0:58:28	説明してもらう必要があるんじゃないかというふうに思ってます。
0:58:38	関西電力ハラですけれども、今出てきたような保険を

0:58:47	その中に核計画の申請書にそこを具体的に書かないといけないとそういう周知規制庁のとあわせてちょっと
0:58:55	それは今いろいろちょっと
0:58:59	ほかの例とかも調べているんですけど、いずれにしても、
0:59:05	そういう手順とか広報ですねっていうのがどういうふうに、どういうことを考えられてるのかっていうのを確認する必要があると思っておりますので、
0:59:16	それは説明は必要になると思います。
0:59:20	関西電力の秦ですけれども
0:59:24	コメント、どう質問は儲かったんですけど、例えばそのほかの電力でも熱的マーカ―快適を用いてやるって書かれてるところもあったかと思うんですけど、実際解体工法でもう熱的か機械的しかなくてですね。
0:59:39	当然のことはもうあえて書いてないっていうところはございますので、道路とはいえところがだんだんわかるようにしろという御趣旨サトウ。
0:59:51	そうで規制庁のどこかで特に今、二段階では
0:59:58	合理的な手順及び広報を策定してということしか書いてないんですけど、この3段階のほうになると水中切断9切断とかっていうのが今まで書いてあって今回は
1:00:13	期中はなくなってるんですけど、水中切断遮へい、遠隔装置を用いるとかっていうのが書かれているので、遠隔装置っていうのは先ほど、
1:00:24	サンプリングのときの経験を使われるということだと思うんですけど。
1:00:28	そういう週報とかですね工法についても、今までもある程度書かれていると思うので、今度二段階から4段階は、基本的に今回の申請対象として考えられるということなので、
1:00:46	どういう手法工法をとられるのかっていうのは、
1:00:50	説明は必要なんじゃないかというふうに思っています。
1:00:54	計画段階ではなるべくけれどもそのこの度単なる具体的な手法っていうところがもう一つ我々としては、
1:01:07	ご理解鉄塔で系内とここでございます。説明まで先ほど言ったこの
1:01:13	快適に及び
1:01:16	追究切断とか、
1:01:21	最終的に
1:01:23	終わります。
1:01:24	生産拡大、もともと今回の変更点申請書の24ページ。
1:01:34	のところだけだったのが合理的な配当確定期日はもともと書いたんですけど、この前に練っていく施設が飛来できる施設の選定するなど、これももともとこういう書きぶりしてて今回そのまま残ってる形なんですけれどもこれも別に
1:01:51	前から書いてるだけ来てないっていうところもあるんですけど、今回の第一段階の系統除染とか、弾道放射能調査を結果を受けても別の受けてもこの記載は変わらないという考えのもと、このも残しているものでございましてそれを受けても、
1:02:09	こういう熱的とか機械的っていうのを考えると、

1:02:14	いうところで書いているものになります。
1:02:18	で、
1:02:19	サトウとの、先ほどおっしゃった通り大胆段階の原子炉領域ですと、議題が言われた通りこの追求程度については第二段階でやってますし、それと同じような形で遠隔装置を用いているというようなところをやるというところで我々としては、
1:02:38	用途廃止措置計画として必要なその安全上守るべきこととかですね、そういうところは十分入ってるつもりでして、その色の地方及び広報というところが、
1:02:52	もうちょっとこの理解ができてないところになるんですけども、
1:03:02	規制庁のトガサキですけど。
1:03:05	審査基準のですね。
1:03:09	これはあれですから後のほうで、
1:03:12	説明が
1:03:14	あると思うんですけど審査基準の
1:03:21	有給の
1:03:23	ニイですよ。
1:03:24	受 19-2 の 2 ポツの (1) の 過片括弧 2 の
1:03:31	三つ目のパラグラフですね。
1:03:34	三つ目のパラグラフで、
1:03:37	解体撤去作業前の助成、そもそもその前のだから、
1:03:44	残存する放射性物質の種類とか、
1:03:48	分布とかを事前に評価した上で、条線実施の検討とか、あと解体時期の検討等により、
1:03:57	解体撤去の手順及び工法の選定がなされる必要があるというより、書いてありますので、今回
1:04:05	残存放射能調査っていうのはやられて助勢っていうのもやられたっていうことなんで、今度は
1:04:14	あとは解体撤去時期の検討っていうのはまず待つとかっていうのも含めて踏むと思うんですけど。
1:04:21	それでその手順とか広報とかどういうふうに選ばれるのかっていうのも重要だと思いますので、
1:04:29	それで、下のほうに書いてありますけど。
1:04:33	の丸で解体の方法において、
1:04:37	それで解体撤去の段階で適切な
1:04:43	核燃料物質の汚染のお汚染の適切な状況ですね。
1:04:48	とか廃棄物の適切に排気が行われるように、
1:04:53	各工事の着手要件とか完了要件が適切に設定されてるっていうことを確認する必要がありますので、
1:05:04	ちょっと被曝をちゃんとあれですよ。防ぐとかそういうためにも、
1:05:09	そういう手順とか工法の選定というのが必要だと思うんですけど。
1:05:16	関西電力のハラですけども、今日の資料の一番最後の

1:05:23	コメント 19 の話、今ちょっと入ってると思うんですけども、兵隊基準抱えてるところを踏まえるとですね。
1:05:32	今言われているようなネットの実際には最初ちいで有効の安全策っていうのは何かといたら、解体の安全と言ったら、増えた基準いっぱい出ますけども、この工事中とか放射線業務従事者の生徒被ばくを抑制を締結。
1:05:52	周りにこれに尽きるかと細かい話でいくと労働安全と困りますけれども、
1:05:57	原子力発電所の解体という意味でいえば 5 の被ばくを食べる抑制すると、そこに尽きると考えております。
1:06:05	で、
1:06:07	その中で、ここで言われてる具体的なものを踏まえた上で、今言われたような解体できるモデル校を点在アパレル必要がある。これはこの通りでございます、
1:06:20	まだ我々の理解でいきますと、この審査基準で書いてる、こういう必要があるけど、これを配置措置計画でちゃんと書いと決めてというところではないというふうにしてまして、ここの
1:06:36	先ほど言われた通り講じたことを踏まえてというところで実は入り措置計画の中では、全体を見通して、今言われたような被ばくの観点から含めて、この講じる措置なり各工事の着手を玄関両県ができる設定されていること。
1:06:54	いうところだと考えておりますので、先ほどいろいろ被ばくの抑制というところではないと計画の中で、もともとの基本方針、或いは今回追加している第二段階、第 3 段階、第 4 段階の
1:07:11	安全確保上のポチ、そういうところを今回増えた来ていただいておりまして、そのコマからすべての手順解体撤去手順工法というすべての機器によって変わるものでして、それを今計画の段階で書くっていうのは不可能な話からも、
1:07:28	運転炉のそんな工認でもそんな話はないですし、
1:07:32	ある意味、特に解体するだけですので、そこはこの際土地計画に書いている基本方針、
1:07:39	2 のとった形で被爆低減をしながら、具体的な手順をつくるというところで、ちょっと我々としては配属機を含めて考えてるところですけども、
1:07:51	だから、それなりだったら今の排風機計画でその計画今の段階の計画としては十分この指針の方って書いているという認識でございますけども、
1:08:01	そこについてちょっと違うという趣旨でございます。
1:08:06	いつ被ばくの観点とか、あれですよその個々の審査基準に書いてありますけど、公衆とか従事者の被ばくの観点とか、あとその後の折れ線類似施設の
1:08:21	位置付けとかですね、そういうために必要だっていう、そこは同じなんですけど、そのときに、だから解体の週報とか広報とかによっても、そういう被ばくの影響っていうのも、
1:08:38	変わる可能性もありますので、そういうのもちゃんと等を適切に管理されるっていうのが大事だと思うんですけどそれを保安規定に Ci 廃措置税務書いてなければいけないっていうことを言ってるわけではなくて、
1:08:55	もう二段階 3 段階 4 段階っていうのをもう今回第 I 段階の経験を踏まえて、

1:09:04	もう具体化するっていうのが今日
1:09:10	でも概要資料とか変更の理由とところに書いてありますので、それがどういうふうに具体化されたのかっていうのは、確認する必要があると思ってます。
1:09:26	今の関西電力のハラですけれども、これ何度も上げるという意味で言えば、先ほど説明した
1:09:33	資料 4-1-1 に書いています。
1:09:37	図のですね、
1:09:41	右に上げるという意味ですけれどもこの第二段階以降の計画策定時の反映事項というところで、
1:09:48	具体的な反映しているところは、解体撤去物の
1:09:54	要はこの解体物流とかももとの放射能レベルとか物流がわからないとできないですから、こういう他エリアの容量とかも、それを踏まえて設定してますし、あと、この工事エリアのほうでのレベルを他店レベルっていうのが、
1:10:11	当初の予定とそんなに変わってないというところで、例えば原子炉領域だったらいいん隠そうとするとかですね。
1:10:17	で、あとはこの会で移行に伴い発生する気体液体廃棄物、これによる急変営業も確認した上での工事というところで反映した計画にしているということになります。
1:10:37	規制庁のトガサキですけど。
1:10:39	それをだから、今合うの矢印の水水色の矢印の部分というのが、
1:10:49	これがちょっと
1:10:51	少ないんじゃないかと思っまして、
1:10:55	少なくともだから、今申請書で、
1:10:59	第二段階第 3 段階で変えられているか言おうとしているところですね、具体的にしようとしているところは、
1:11:07	もう少し具体化してもらったほうがいいと思うんですけど。
1:11:13	関西電力のハラBqすいませんちょっと具体的にあと何を書けばいいのか、例えばとか電力浜岡さんなりとか原電敦賀 1 号とかで、ここの部分を我々足りないっていうところを示していただければ非常にありがたいんですけども、
1:11:31	具体的な記載が具体的に何を追記するっていうのはまだ頭の中で浮かばないところがありまして、
1:11:38	例えば規制庁のトガサキですけど他電力との比較ってのちょっとまだ、まだやってないんですけど、少なくともだから、
1:11:45	今申請書に赤いの変更をされようとしている。
1:11:52	その第二段階のところと言うと、
1:11:59	まず、合理的な周手順飛ぶ校を策定するっていうのが書いてあるんですけど、今回、先ほどの説明の中で、実際に
1:12:09	せ線量の低減を待って。ただ書いて切断するだけではなくて、その女性とかもやる可能性があるんですよ。そういうことは決まってるんだったら書いてもらったほうがいいと思うんですけど。
1:12:26	あと第 3 段階についても、

1:12:30	中部切断はもうやらないんだったらやらないということとか、あと遮へい遠隔操作っていうのは、だから必要なんであれば、
1:12:41	具体化していくどの行為に変えられると思いますので、そういうのを記載してもらったほうがいいと思うんですけど。
1:12:48	関西連合カマホリけれども、
1:12:51	やっぱりこの問題は今言われたこの例えば譲渡店舗ができたならこの申請書の本文 5 ではなくてですね、本分、
1:13:01	ただ、
1:13:04	本文 9 のところの
1:13:07	燃料棒引き継ぎの動けるの除去というところで、その第二段階以降についても高く出たようなことも大体毎度線表だったらやりますと、会合の廃棄物レベルをつくるものについてはやるというところ、これ代金段階で合併第二段階以降についても、
1:13:26	引っかかっていたいてますし、
1:13:28	あとはけることも放射線管理上の鉄塔注意すべきことっていうのは、もともと温度言語の基本方針にも書いていますし、具体的には添付 3 のところの
1:13:42	はい、そのところのほうで縦に管理というところで具体的な検討遮へいとか
1:13:48	令和ワーキング
1:13:56	これは、
1:13:58	ブラインパトロール本文 5 の今回というカッター
1:14:05	この中の安全管理上の措置とかの中にも具体的に遮へいとか遠隔等々行うことですね、それぞれ原子炉異議あるときにはこういう経営改革をすとかですね。
1:14:17	これ表現今言われているような
1:14:21	遮へいとか、
1:14:23	ていうものが本来放射線管理という基本的な行為でもありますので、事前に作業環境はご時世高かったら必要だから助成すとか、もう
1:14:35	遮へいすとか、それはもう基本ポータル基本として、あえてその排土休日するものではないというところで、基本的に方法とか管理の中で、
1:14:48	もう決めていると、その個別 5 事例の高に関する同行するっていうのは、その駆動当然先ほど言った通り、作業環境にもよりますし、
1:14:58	そのエリアの
1:15:02	どういう状況で作業ができるかというところベクレルポイントで、作業計画立てていかないといけないので一律的に
1:15:09	基本原則的な考えをここで配属計画で会議ということになります。
1:15:20	アジアの規制上のトガサキです。
1:15:23	で、だからそういうのを今言われたようなことを化を明確ではないので、それを書いてもらえばいいと思うんですけど。
1:15:35	すいません規制庁のミキヤですけども、
1:15:39	前回のヒアリングのときに、今後のスケジュール感と推定。

1:15:46	廃棄物の管理とか被ばく評価とか、ここをより格段介入を与え関係団体の関係なんですけどSsSFPの冷却停止の話だとか、こういったことが今後年末にかけて御説明いただけるというかそういう話があったかなと思っていて、
1:16:05	要はここら辺は最初に関電さんからもお話ありましたけども、廃止措置で必要な被ばくとか、
1:16:11	各段階において、より具体的な説明が今後なされていくのかなあと。
1:16:19	思っているんですけども、その前段で、
1:16:23	何ていうんでしょうか。
1:16:25	これ各段階ごとで懇談放射能の調査結果を踏まえて各段階ごとに反映した事項というのが話が繋がっていくように、
1:16:41	この最初の段階で一応整理して話を伺っておいたほうが後々繋がっていくかなと思ってるんですけども。
1:16:49	より工事が具体的に
1:16:52	細かく書かなきゃいけないとか、そういう具体的に例えば高い放射性のところをですね、遠隔操作を用いて、こういうことやるから放射能の評価では被ばく評価にはこういうふうになってくるかなんていうんでしょう、そのまま場合分けとして、
1:17:09	最初の工事の計画みたいなのもあって、念頭に置いておきたいということなんですけども、それじゃあ全部の手法全部書き出させなきゃいけないとかそういう話をしているつもりは多分ないとは思ってんですけどその点いかがですか。
1:17:26	関西電力ハラですけれども、
1:17:30	今ミキヤさんがおっしゃったところ私なりに整備すると、今までちょっとトガサキ間で議論させていただいたようなことで、実際にはこの具体的な、例えばその作業なり工事を立てるときに、
1:17:45	第一段階の経験も踏まえてですね、どういうところに注意して、どういう具体的な波浪計画を立てるとか、
1:17:55	そういう考え方を書くようなところで、
1:18:04	またこの考え方を示すというところでもよろしいような気がしたんですけども、
1:18:10	考え方を示すというのが今おっしゃっ資料でいうと具体的にちょっとどこら辺のイメージ過程でそれを多分してた中でハラでここ今決めてないので、そこを具体的に追記するというふうに、そういう趣旨でそこで多分認識が一致しているかを確認したほうがいいのかもしれませんが、何かちょっと机上の空論。
1:18:30	本的な話に今なりつつあるかなと思っていて、
1:18:33	関西電力ハラですけれども、それで
1:18:38	特に具体的な工事解体工事を計画立てる時のどういう作業、繰り返しになりますけれどもどういうところに注意してこういうところを踏まえてこういう工事計画を立てるといふそういうところを別途あの明確に
1:18:56	ちょっと示させていただきたいと思います。はい。
1:19:00	そうですねそこにちょっと認識合わせをしたほうがいいのかなあと考えておりますが、あとすいませんちょっと私のほうからちょっと若干関連してという話なん



	ですけれども、あくまでもちょっと我々きりしてるのは、第二段階から第 4 段階までテーマ確かに敦賀 1 号のように、
1:19:20	1 から 4 まで一気に認可しちゃってる例もあるにはあるんですけども、通常どちらかと我々の認識は第二段階で認可したものを次第 3 段階に進むから、第 3 段階をより具体的に練っ今 1 個 1 個行くところが今回第二段階、第 4 までまとめてってということもあるので、
1:19:39	ページ生活調査のほう全部完了したから、そこんところは第二段階から第 4 段階も立てられますってということでもありますので、
1:19:49	今申請書にも書いてありますけれども、さっきの被ばくの観点等、あと廃棄物の観点等、
1:19:57	あと、第二段階から第 3 段階に
1:20:02	移行する着手要件第 3 段階から第 4 なんかも一緒ですね、ここは申請書には記載いただいているんですけども、
1:20:10	今後の御説明の中で、こういったことを申請書には書いてあるんですけど、そういったことをより細かく御説明いただくのが前回スケジュールで示された内容とそういう理解でいいですか。
1:20:25	要は審査会合なども
1:20:29	見越して、補足説明資料なりでご説明いただけると、そういう理解なのかなと思ってるんですけども。
1:20:36	コウノトリ電力のハラですけども、そういうリワーク等別の項目をボイド率コメントいただきまして、本日説明した先ほどの 1 ページ。
1:20:51	県民から
1:20:54	10 番のコメント絨毯フィルターが一遍に。
1:20:58	つきましては、
1:21:00	こういうところがまず連系であって今回具体的な計画を立てて、
1:21:07	そういう流れかなと思って 1 ページ上こういう経験、
1:21:11	いや前提の話として、1 ページ目のほうがあって、
1:21:16	実績がアップ例題ながらこの計画がこの 11-1 とかっていう多分受け入れ今考えてるところで人生とっていただいているという説明かと思って規制庁のミキヤです。そうですね。まず前段として、第一段階でやったことを
1:21:34	それを踏まえて今後第二段階で具体的にどうい
1:21:40	解体をやっていくかっていうのがコメント 11 とか 13 で見えてきてこら辺でちょっと申請書にはあまりここまで細かい情報がなかったので大分認識が
1:21:51	我々議会ガスなのかなと思ってるんですけども、それプラス今後の話として、申請書にはすでに書いてある着手要件とかいう話については一応申請書には記載はしているものの、そこら辺は会合で御説明
1:22:09	これをこういった話を踏まえてですね、こういう着手要件を設定しているという御説明に繋がっていくのかな。
1:22:17	かつ、被ばくと放射性廃棄物の
1:22:22	スケジュールの中に落とし込まれていた。

1:22:25	と思うんですけども、個々の被ばくとか、放射性廃棄物も今申請書上は第二段階から第4段階まで
1:22:39	確か。
1:22:42	それぞれ書いているかと思うんですが、
1:22:45	そこも会合等で御説明いただけるという理解でいいですか。
1:22:50	関西電力のハラですけれども、トータルで第1回目の審査会合で概要資料でも説明をいたしますけれども、細かな手続きの妥当性については第2回の審査会合で回答をお願いしたいというのが会長のスケジュールとなってそれで第1回目に記載いただいているのが廃棄物管理と日々、
1:23:10	評価等ってなってるかと思うんですけど。
1:23:14	着手要件なんかがちよっと書いてないのかなと思ったんですけども、関西電力のタカダですけれども、今戦略費用便につきましては、来たりの弁代理的な話にもなりますので、この層も例えば鉄塔
1:23:32	資料の1-2番4例題明らかに説明してますけど、この
1:23:38	ところで後に第二段階以降のところの工事の概要とその100表現とかを別途またページ作りましてフローと思います。それを引いた会合の疲労の方に投げかけられてつけ足させていただきます。
1:23:53	ああ、なるほど、わかりました。そういうことなんですね。わかりました。いや代用第2回目の会合のそれが出発点なのかなと思ってあえてちょっとお伺いしたんですけども、第1回目のところに入れ込むということですね。
1:24:08	はい。関西電ハラですけれども、全体的な
1:24:13	ゼンリン、頼二段階以降の解体工法という基本的な事なと思ってまして、来期1回目のほうがいいかなと思ってる次第です。
1:24:25	ただ、
1:24:29	はい、わかりましたです。
1:24:51	今の関西電力からですけれども、ちょっと期間国家観とりあえず今日の資料ほかは説明させていただいてもよろしいでしょうか。
1:24:59	すみません、今のところでツカベ3フジカワさんから何かコメントございますか。
1:25:07	。
1:25:09	ちょっと私からは破損。
1:25:13	いかがですか。私からもありません。
1:25:16	ありがとうございます。ではコメント回答のところ残りの部分、関西電力から説明をお願いいたします。
1:25:25	はい、関西電力の個別けれども、例えば資料4の15-1ページをご覧ください。
1:25:33	前回等説明させていただいたことを、資料に落とし込んだものになります。
1:25:40	はい措置工事の定義の変更とあと定義の変更についてでございます。
1:25:48	1は変更前後の文章損したとか点呼抜けてますけど、これは5×が入ってこが変更箇所でございます。

1:25:58	2 ポップ系統除染、もともと汚染の除去、核燃料物質によって汚染の除去会議の系統量的に変えたというところになります。弁閉止とめた内容の繰り返しになるところありますけれども、簡単に
1:26:15	はい。
1:26:17	もともとここで言ってる配属工事っていうものは、
1:26:23	我々の認識はこの実用炉規則の 67 条で記録例で決められている措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度記録を残すサトウ必要がある工事。
1:26:37	どう考えてますんで。
1:26:39	工事につきましては工事完了の報告として保安規定の中で完了の都度、発電所長及び配置措置主任者に報告をしている増しているものになりますので、
1:26:55	今は五つ計画の進捗を管理しているというところで、という重要な工事として定義しているものになりますので、
1:27:04	二つ目の段落、その他になりますけれども、もともとこの記載につきましては、最初の初回申請時は系統除染物価にかけまして、
1:27:14	ちょっと先ほどもお話ありましたけれども、その第一段階でその拠点が得られなかった場合ですね、その追加で大きな助言工場まだやる可能性があるというところでいくと、今の大きなというか、これらの条件をすることを考えてる系統除染という言葉でハラない。
1:27:34	かもしれないというところで 2020 年 2 月にが保安規定変更時に
1:27:39	多様このように戻し変える変えたというところになります。
1:27:46	で、
1:27:47	とはいえ、今回議題一覧会の傾向上程営業店効果という部分あったということで追加上程落ちないということで、今回の変更で、系統除染ということを明確にしたものでございまして、次のページになってるけれども、
1:28:04	考え方を当初から考えたものではなくてもともとアーケード条線って書いたの途中でちょっと変更したということになります。
1:28:12	なぜ変えるかということではいきますと、この核燃料物質により汚染の状況という名称の場合ですね、日常的な／秒でも実施するような汚染の拭き取り作業等の一般的な条線というのはもう悪い日常的にやってる。
1:28:28	っていうところもありますので、それと誤解を招く恐れがあることで、今回明確にしたものになります。
1:28:36	で、ネット問ぼくやっぱもう一つの定義の変更のところ、その他第 187 条に定める保全対象範囲外っていうこの文字を消したところですけども、
1:28:48	ここは 187 条というのは、施設管理昔でいう保守管理のところですけども前回共販決めてますと、あとこの手首解体撤去はしないですとしては行けないであえて、これ以外の設備の解体撤去、
1:29:04	いう記載してましたけれども、
1:29:06	ここは記載がちょっと冗長でわかりにくいっていう話もちょうと社内とかもあってですね、実際に破壊的する設備っていうのは、この全体協議会というのは明らかであることから、今回削除すると、別に見合い変えてるわけじゃなくて、

1:29:21	またにわかりやすくしているという記載の適正化をいただくということになります。
1:29:27	コメント 15 の回答は以上になります。
1:29:36	。
1:29:38	規制庁ミヤジマですとこれフジカワと思うんですけども、今のコメントがイシダでよろしいでしょうか。コメントあったらお願いします。
1:30:00	頂部軸ですね。
1:30:03	とりあえず今コメントはないです。
1:30:08	はい。
1:30:19	規制庁ツカベですが、
1:30:23	前回も説明を聞いて趣旨としてはわかったんですが 1 点確認が、
1:30:30	廃止措置工事以外の、この条文自身は計画を作るとかと。
1:30:38	他号炉へ影響とか、
1:30:40	核汚染の拡大防止とかいろいろ書いていると思うんですけど。
1:30:45	すごく一般的な要求は会計あって、
1:30:50	廃止措置坑口機械に対して、
1:30:54	同様な切ってって、
1:30:56	というのは、係っ
1:30:59	ているという整理になるのか教えていただけますか。
1:31:03	カップリングのハラですけども、
1:31:07	はい措置プラントの大きな工事といえば、二つに分けられると考えております。はい措置工事というものと、
1:31:18	当加工は維持管理というふうな結局この分け方の 187. 管理を定めている管理になるかと一の入り切り施設の管理という二つあると考えてます。
1:31:32	そういう意味で言えばまず性能維持施設に関する管理という意味じゃ、この 187 条。
1:31:38	管理してましてもね一つ工事についてはこの 155 条で鍵で、あとその細かなば行というのは、基本的にはこれらの同期な工事の中で行われる小さな作業というのはありますし、あとは
1:31:54	日常的な管理でやってる放射線管理とかですね
1:32:00	抵当とかですねこういうところで小さな話はあるかと思うんですけども、基本的には 555 条と 187 条でこう発電所の工事に関する規定をしていくということになります。
1:32:18	はい、規制庁ツカベです。はい、わかりました。それで一方 58 長。
1:32:24	より広く食べるかどうかわからないんですが、広くとっているので、
1:32:31	9 ページ以降が、
1:32:33	について、一般的な要件についてはすべてカバーされてると理解しました。
1:32:39	私からは以上です。
1:32:48	はい、では、監査委員力のほうから次のコメントをお願いします。御説明をお願いします。

1:32:55	はい、関西電力のハラですけれども、フジカワのコメント 16 時のページのコメント 4、実際に流れるとかクリアランス杭底部の固着固体廃棄物の保管エリア、この辺の話でトータル非常にまとめて説明というところになります。
1:33:14	沼津あのコメント 16 について説明します。
1:33:17	一番左がですね、工事により発生する金属等の廃棄、いわゆる後半工事現場の利便をしてください。ここから今般のこれから解体設備出るごみっていうのは、これ管理区域ですけれども、NR/クリア水系部下を
1:33:36	放射性固体廃棄物はこの三つに分かれますという説明をさせていただきました。
1:33:42	一番上のNRにつきましては、これは
1:33:47	これ今回解体工事けれども、これまでの運転 6 メーターの保守管理なり改造工事でもこのNRAのこの工事によって発生度のありましたと。
1:34:00	で、これについては、右に流れますけれども、シャッターあの要は入口近くのところ綺麗なところで仮置これにはリーダーのシートとかで養生してですね、汚染防止とか混在膨張した上で、やはり起きた後、
1:34:18	そのようになるので手順に従って特定をして、そこの流れになります。
1:34:24	これについては保安規定 166 条に基づく処理でして、ここについては従来と全く変わらないというところを示しています。
1:34:32	データ気が一番下の放射という答え廃棄物というのもこれもこれまでの運用通り、現場でデータ金属等のごみをドラム缶に入れて、廃棄物貯蔵庫に持っていくということにつきましても、保安規定 165 条に
1:34:49	に書いてる通り、従来からの管理と全く変わらないというものになります。
1:34:54	で、今回新たに追加したこの 150 万ナカノ 155 条にクリアランスと言っているところが今後の新たな運用のところになります。
1:35:04	ここのフローについては前回説明した通り、どういった他やというものに一時仮置きというか、聞いて保管した上で、将来的にはこれらの途中処理するかは放射性固体廃棄物となるかと。
1:35:19	いうものになります。
1:35:22	できました書いてますけど、基本的には工事としては、汚染を拾うという観点からも基本的な考えとして補填レベル低いところから高圧っていく場合があるから機構引くというようなものが基本的な販売になります。
1:35:39	慌てて次のページの方。
1:35:43	いろいろ
1:35:45	すみません、16-2 ページ。
1:35:48	保管エリアと答え廃棄物貯蔵庫とあと前回コメントいただきましたこの大飯発電所で今回クリアランスで設定してる山これの違いを得て等でまとめたものになります。
1:36:04	まず表の上から行きますけれども、売り上げの位置付けですけれども、
1:36:12	今明確にその法令上設置とかで保管廃棄施設と呼ばれるものはここで書いてる答え廃棄物貯蔵庫、

1:36:20	あと一番右、これクリアランスの大飯のほうの確認マツイあ確認マテリアル、これも実際固体廃棄物貯蔵庫の中にありますので、これだけが保管廃棄施設として明確についているものになりまして、
1:36:35	今回我々が設定疲労としている保管エリア、
1:36:39	ほか補修点検、クリア多いのはクリアランスレベル新たに決定する。
1:36:45	その補充電源建屋内にある行動三つのエリアについてはこういうもとの管理区域の中で新たに設定するエリアと
1:36:54	いうもので、いわゆると保管廃棄施設というものに位置付けられているものではございません。
1:37:02	次の管理区域の区分ですけれども、答え廃棄物貯蔵庫自身は汚染の恐れのないここに書いて区域
1:37:12	書いてますけど、前の恐れのないで管理区域というところで他は基本的にはB区域ということになります。
1:37:19	大飯のクリアランスのこの物品持ち出し特定街エリア、これ特定前後でB区域から具備科学的になった。
1:37:30	で、あと、このエリア内で扱うもの、これ放射性固体廃棄物という定義かどうかというご指摘が成果がありましたけれども、
1:37:43	いわゆる放射性固体廃棄物というものはあくまで法事答え廃棄物貯蔵庫にあるものを今そういう形で読んでます。
1:37:51	今回の保管エリアに置くものっていうのは、今回配置措置計画のbの高圧てる限りクリアランス推定部と言う形で定義させていただいてますけれども、これはや将来クリアランスで体制病棟するか或いは放射性固体廃棄物か決まってるもの。
1:38:10	いう位置付けと考えてます。これを今回土地計画で明確にさせていただいたということになります。
1:38:17	あとクレアモントのほうは法令で決まっている放射能濃度確認対象というところで定義づけをさせていくと考えてます。
1:38:27	あと次の保管物の管理方法を保管状況の確認ですけれども、書いてる通り今回保管エリアに関しては今回保安規定で明確にしましたけれども、容器に入れてエリア等エリアを割くと比較して標識整理番号をものにつける。
1:38:45	とかですな遵守するとかを完了確認すると、このことは廃棄物貯蔵庫に準じた管理を行うということで今回決めさせていただきます。
1:38:56	だから保管期間をここに書いてる通りでして保安規定で今回、美浜についてはこの保管料について次新たに加えたものになります。
1:39:06	説明は以上になります。
1:39:12	すみません、規制庁のミキヤです。
1:39:15	16-2 ページ目の表なんですけれども、ここで書いていただいた放管状況の確認の項目で固体廃棄物は3ヶ月に1回保管量を確認してんですけども。
1:39:30	他に理由のほうはそれより短い月1っていう形にして、これは何か。
1:39:35	違いがあるんでしょうか。

1:39:38	関西電力のハラですけれども、特に大きな明確に理由があるわけでは何か感覚的なものかもしれないんですけど保管
1:39:49	日はご家庭するので廃棄物庫みたいに広いエリアどう変わるわけじゃなくて、各解体した部屋ごとに設定していきますそんなに広いものではないので、幅が困ってる間に満杯になる可能性もあるということでもっと頻度を上げたということ。
1:40:05	規制庁ミキヤですか。わかりました。それで、ちょっとこのそうするとこの表から固体廃棄物と同等の扱いになる。
1:40:17	という理解でよろしいですね。
1:40:20	関西電力、アベルコと管理としてはこの通りです。
1:40:24	位置づけるだけなんですね多分ちょっと今認識の相違があるのか、その前のページの16-1ページ目なんですけれども、
1:40:35	私の認識としては答え放射性固体廃棄物というのがありまして、その中の一部分を、
1:40:44	今関西電力さんはクリアランス推定物という定義を作った。
1:40:50	要は、
1:40:51	放射性固体廃棄物という大きなバックの中の内数にクリアランス推定物という定義を作りましたよって私はそういう認識をしているんですけど、
1:41:03	その点がこういう中独立した線引きになるんですかね。
1:41:08	関西電力のハラですけれども、
1:41:12	このALMけれども、
1:41:16	実際には外帯廃棄物に準じたほかの破壊がするんですけれども、
1:41:25	放射性固体廃棄物という定義してしまうと、前もちょっと御説明しましたけど、
1:41:33	督促状とかですね。ただ容器に封入するなどして、そのほか廃棄施設廃棄するとかですね。
1:41:42	ある意味、そこに直接的に結びつけられるものではないと考えてます。
1:41:48	だから申し上げることは廃棄物のうちでなると。
1:41:53	等ではなくて、
1:41:55	逆にこの保管エリアから直接クリアランスなんてお茶底部人扱わないというものにもなり得ますので、そもそもの定義である。前回ミキヤが申し上げたと思うんですけど、横転していて廃棄しようとするものは確かに廃棄しようとするものには近いんですけど、
1:42:13	放射性固体廃棄物としても定義づけをしてですね、法律に書かれてる管理をする。
1:42:21	特定のにはこの管理をするわけではないので、
1:42:24	それと安全上問題ない形でこのような形で保管補完するものということで、16-2ページ書いた通り、再整備をするか答え廃棄物が決まってないという形で、
1:42:38	位置付けられると考えてます。
1:42:44	はい、規制庁のみ係数多分コール
1:42:48	この点が唯一今、

1:42:50	また、多分お互いの認識が一致私はちょっと認識が一致できてないっていうかなあとしますので、ちょっとそこは無理にですねヒアリングの中で確認
1:43:01	壹岐させる必要はちょっと前かなとは思っているんですが、
1:43:07	まずこれ、
1:43:10	炉規法上放射性固体廃棄物があり、
1:43:14	NRっていうのは確かだな。
1:43:18	いや、そこに無理を御社の定義としてクリアランス推定物というものをつくったときに、
1:43:27	それのその管理の妥当性っていうのは、
1:43:33	要は、
1:43:34	よりどころがしっかりあるのか、今具体的に言うと、
1:43:39	今これ放射性固体廃棄物
1:43:42	でもなくて、NRでもなくて、
1:43:45	じゃあ、その管理どうやっていけばいいの。
1:43:49	ていうところを、
1:43:52	説明し切らないとならないのかなあと思っているんですけども。
1:43:59	ちょっと今、
1:44:00	一つ事例できた保管容器に入れなければならないという話がありましたけれども、
1:44:07	例えばこれ放射性廃棄物答え方放射性固体廃棄物との差分を見てみると、
1:44:15	汚染の広がりの措置。
1:44:18	広がり防止の措置か。
1:44:21	の話が
1:44:23	クリアランス推定物になると出てこないんですね。
1:44:26	それがあと担当課長がどこに保管するっていうことも保安規定以上出てこない。
1:44:34	Sとか。
1:44:35	あと運搬時の措置も
1:44:38	出てこないと思いますね。
1:44:40	そういう放射性固体廃棄物と比べたときに、新たに定義したものが必要なものがすべてその管理規程か書いてあるかっていう観点で、これこういう独立して、
1:44:54	儲けるならばですね。
1:44:55	確認が必要なのかなと思ってるんですけども。
1:45:00	そこら辺はもうそういうのいないから。
1:45:02	あえて放射性固体廃棄物と分けてクリアランス推定物を設けたというのが今関西電力さんの御説明なのかなと理解してるんですけども、よろしいですか。
1:45:14	関西電力のハラですけれども、
1:45:17	大まかにあれと一緒になんですけれども、
1:45:21	ちょっと繰り返しになりますけれども、



1:45:24	あくまでやはり放射性固体廃棄物になって別途お答え部長動向に運搬するっていうのを放射性固体廃棄物を
1:45:34	ちょっと計器とかで許可もらってる他廃棄施設に貯蔵保管すると、法令上の位置付けはこういうふうになりますけれども、
1:45:42	廃措置中では、当然その設備を解体していくというところで、直接的にその行為をするのではなくて、解体した場所にそのまま解体したものを置いておくというの法令上、
1:45:59	決められてないところ確保考えてますんで決められないというか、明確にされていないところがございますと考えてますんで、これはなぜかというところも当然その設備解体したときとか、
1:46:17	点検とか改造とかしたときもですね、当然そのゴミは出るんだけど。
1:46:25	もう壊した時点で即座に放射性固体廃棄物という定義に当てはめてしまうことです。
1:46:32	その法令上の向上という答え廃棄物
1:46:35	その解決次のいずれかの方に廃棄することというところで、
1:46:40	ここで直接。
1:46:44	やるものではなく比較表機関が検討期間に渡ってる今回交換するというところで、
1:46:51	どこに行くまでの前欄という。
1:46:54	曖昧なところ。
1:46:57	なってしまってるとはいえ、管理としては安全上問題ような形で問題ないような形で、ちょうどここに応じた準じた管理をすると。
1:47:08	やっぱこの貯蔵庫っていうのはある意味、別途施設を設けてですね、これまで運搬してきたり、あるんですけども、この簿価範囲でやってこの
1:47:18	管理区域の、もともと解体できる施設の中にありまして通常のものんばんと何ら変わらないものでありますので、今回あえてそこまで規定はする必要ないと考えてこういう規定にしたものになります。
1:47:36	はい規制庁三木です。ちなみにいくその考え方を
1:47:41	F。
1:47:43	これまでに用いたことはありますか。
1:47:49	他の発電所多いとか、
1:47:52	も含めてでもいいですか電力でもいいんですけども。
1:47:58	関西電力の秦ですけども、
1:48:01	当社では、こうやってごみになるものを長期的にどっかにずっと置いておくということはあります。
1:48:11	ですね、それがクリアランスとして処理するならばあれになってなっていくので。
1:48:18	低いことは前提ではあるけれども、NRでもないわけですね、ある程度の放射性
1:48:27	物質の付着なればあり得ると。

1:48:31	関西電力ハラですけれども、基本的にはあり得るっていう、この通りでレベルは低い値ないっていうことが証明ができないもの、実際にはほとんど低いものと考えてます。
1:48:45	第Ⅰ段階の調査結果を踏まえてそれは具体的にはどういうものかっていうような特定も社内的にはされているということですね。
1:48:56	関西電力はずですけれどもはいあの施設全体的にはその調査を持っていますので、どれが閣僚のついてというところは、
1:49:06	ふうん。
1:49:07	規制庁のケースがそうしたときに、NRとの差分として、NRとの差分というのはあまりないのかな。
1:49:18	今NR自体は途端に壊したら置いとくっていう。
1:49:23	積み上げておくってそのぐらいの
1:49:25	管理ですかね。
1:49:27	関西電力ハラですけれども、基本的にはNRについてはもう壊したらそのまま先ほどのフロー図があった通り、持ち出す前提で持ち出す近くまで持ってきますとこのずっと置いておいたらまあ養生とかした上でお配りはありますけれども、そのあとの
1:49:46	レベル高いものの工事の線が移ること制度かけるために基本壊したらもうすぐ持ってくるっていうのが基本的な考え方の規制庁ケース、ただしこれがあれば火薬のこの表上等 16-1 は管理区域内の話なので、
1:50:03	管理区域からの持ち出しのところの測定はきちんとやるっていう、そういう縛りがかかるわけですね。
1:50:11	関西電力ハラですけれども、斎藤です。3時持ち出しの特定とあと
1:50:18	懇とか路面のためオクデダムNR状態と。
1:50:22	利益するとスケール測定もやりやすい。
1:50:27	規制庁ミキヤです。そういう意味でそのNR等の管理。
1:50:32	要はこのクリアランス良い物は、
1:50:35	うん。少し、
1:50:37	どちらかという、固体廃棄物用RIの管理にしますと、答え廃棄物とほぼ同じ管理をしますと、
1:50:46	正しい全く同じかということドラム缶にうというのが、
1:50:52	ドラム缶じゃなきにしもあらず何かしらの入れ物に入れるかどうかともそういったところの違いは出てくるということなんですね。
1:51:00	肝癌関西電力の秦ですけれども、その通りでて具体的に容器には入れるんですけどドラム缶じゃないものもあります。
1:51:08	今言われた通り、当社通りこれまでだったらこのクリアの推定物っていうのは放射性固体廃棄物になるんでありますので、どっちだった放射性固体廃棄物の処理というのはこの通り、
1:51:22	規制庁のミキヤ数で追加汚染の間、これB区域なの追加汚染として何かほかから入ってこないかという点の管理は、

1:51:33	するけれども、その管理義務を策等っていう分ければよくて施錠管理とかそこまではしないんですね。
1:51:44	そういう違いはジャンルと、
1:51:46	はい、関西電力のハラですけれどもその通りできているようエリアの中で解体したエリアを推定物にあるので
1:51:56	とにかくとかでどうしてもすぐ入れちゃうのであまり正常の意味はなくてですね、もの自身の養生なりドラム缶みたいなああいう法定がつかないような容器に入れるということで、追加を措置は、
1:52:11	今、
1:52:15	規制庁の道を
1:52:18	そう。
1:52:20	要は部屋として区切るのではなくて、
1:52:23	あくまでエリアとして区切ってブルーシートかけるなりの養生等簡易的なSuica汚染防止対策を図るそういうイメージでよろしいですか。
1:52:35	その艦隊電力は別けれども、ブルーシートをかけるようにしっかりしたいと簡単なイメージでいいますと、
1:52:44	袋に入れての容器に入れると密閉で内容器入れるとかですね、或いはドラム缶に入れると、そういう洋上で今杭交点膨縮、
1:52:58	はい、とりあえずわかりました。
1:53:08	何かございますか。
1:53:11	VD参加されてツカベフジカワさん。
1:53:14	はい。
1:53:16	規制庁ツカベですと折れ線等さっきさっきであればそういう値的なことはあるという話だったんですけども、今回この実際は実感はちょっと具体にはわかりませんけどかなり長期間に置かれるということ。
1:53:32	もありますのでレベルアップって大きい。
1:53:36	基本的には、放射性廃棄物等々の
1:53:39	管理がなされるというのを審査の中で確認していただくさせていただくことになると思っておりますので、適用されるのは、
1:53:49	設置後路側であり、
1:53:53	技術基準であり、それに照らして、
1:53:56	その安全対策がちゃんと満たされるエリアに保管されているという。
1:54:02	ちょっと確認させていただくことになると思います。次の話はまた別途すればいいと思います。
1:54:10	私からは以上です。
1:54:16	何か電力はですけれども承知しました。
1:54:23	規制庁フジカワですすいません。ちょっと細かい図人数の見方でもしんないんですけど、16-1 ページのところクリアランス推定部Ⅱで条線通した後廃棄物庫に直接矢印が伸びているんですけども、これ。
1:54:39	でも廃棄物庫に入れる。
1:54:41	特記にはやっぱり容器とかに入れて、

1:54:45	保管するっていうことになるっていう理解でいいですか。
1:54:48	関西電力の秦ですけれども、はい。とっとと度じゃそういう意味ではドラム缶のほうに行くのが正しいかという、その通りです。周知しましたありがとうございます。
1:55:00	以上です。
1:55:02	すみません規制庁ツカベ接点恐れてました減っとう婚活の保管エリアに保管する容量なんです、
1:55:10	均圧先ほど残留者も調査も踏まえてエリアを、
1:55:15	量を
1:55:17	算定したというような御説明もあったかと思うんですけど、具体的にその土囊範囲のものをどの程度のもので、
1:55:27	保管するといらっしゃるのかその最初のフローというか、搬出も加味して、
1:55:36	されているのかそれとも第二段階、第3段階という
1:55:41	どうも辺りまでの
1:55:43	容量を
1:55:45	考えられてるか教えていただけますでしょうか。
1:55:53	関西電力の秦ですけれども、ここコメント回答資料の先ほど、
1:56:01	10番の1ページをご覧ください。
1:56:09	ここで書いてる、原子炉周辺設備の解体撤去のところに書いてるところをまず
1:56:19	今度は二段階の真ん中ぐらいまで引っ張ってるこの保管エリア予定場所等の機会だと。
1:56:25	当然この範囲です。
1:56:30	この範囲については今回の誤開利上げ容量が15kmと実際観光明日もうちょっと入るんだったらもうちょっと後も入りますけれども、10年近くは
1:56:45	今の保管エリアで十分かとその前提として将来的に当クリアランスとかで外に出るっていうのも当然出てきますので、その収支で今のところで10年程度は行けるというもので、第何回の
1:57:03	裁判は行けると今考えてます。
1:57:08	で、新たにとれ取れなくなった時点ではまた変更認可申請をさせていただいて髓核ルーバー可能ではございます。
1:57:19	規制庁掴めて消火ありました第何か計装ページ目の1の
1:57:25	これは不定その他エリア保管エリア予定場所って書いてある部分は、
1:57:32	のは、トータルでは、
1:57:35	今の所さん。
1:57:38	丁寧に使ってますということと、僕らも、その間に、保管方法の
1:57:44	分別をしてお金出すとかいうのは今のところ、
1:57:48	これ根底ちまってないと、結果しました。
1:57:53	今の関西電力ハラですけれども、分別して出すっていうのは、保管エリアに
1:58:00	を追加するというよりもクリアランス等では、この
1:58:05	部分は出ていきますので、それが

1:58:09	ちょっとこのクリアランス具体的にはどこまで来れば対象にするかっていうのも明確でないところもあるとその次第によって全部することはあります。わかりましたと。
1:58:22	そういう意味では量としてはクリアランス例。
1:58:26	えることも加味した官僚があるという。
1:58:30	加味して管理を設定されてるということですかそれとも簡単ではないが、その通りです。鏡面クリアランスも想定した形でそれによって若干
1:58:44	クリアランスが計画通りいかないければ、解体という範囲と縮まるとか、そういうことになります。
1:58:50	わかりました、すみません、少し勘違いしました。はい、ありがとうございます。
1:59:10	ナカノは、
1:59:12	なので、次の説明をお願いします。
1:59:18	関西電力のツジカワでございます。それでは資料④の 17-1 ページをお願いいたします。
1:59:26	今回の本編の先生で管理区域図面の適正化申請させていただいておりますけれども、今回修正するに至った経緯について整理することをコメントいただいておりますので、今回まとめてございます。
1:59:42	まず記載に適正化に至った経緯でございますけれども、道ポツのほうを中ほどの表をご覧ください。
1:59:52	第準じ改正ということで燃料取替用水タンクの工事の完了に伴って管理区域図面の変更認可を申請をしております。
2:00:04	この申請につきましては、2019 年の 4 月 25 日に認可をいただいて、本来であれば、矢印で書いておりますけれども、その後の第 14 次改正と言うこの 2019 年 7 月 31 のところは補正でございますけれども、
2:00:23	この申請に認可された図面の反映をするべきところをこれが適切に反映できておらず、この図面が最新版ではない状態となったとこういった経緯でございます。
2:00:38	で、2 ポツでございますけれども、ゲート対策ということで、
2:00:45	これはですね、棘につきましては、この 14 次改正というものが
2:00:51	来大部にわたる申請でございましたので、第 12 時改正等を同時期からこの申請書の準備をかなり早い段階から始めていたということで、第十二回でその時はまだ認可前でしたので、その図面を用いてシミュレーションを作成をしておりました。
2:01:13	で、この 14 時の申請書の作成中に 12 時改正の認可をいただいたんですけども、この図面について反映ができておらず、またその後の申請書の確認のプロセスにおいても気づくことができなかったと。
2:01:28	いうことで、
2:01:31	図面が全部終わりましたような状態になってしまったとこういう原因でございます。(2)の是正処置でございますけれども、我々合併の申請前に申請書をチェックするシートチェックシートを定めてございまして、

2:01:48	その中で、申請書確性中に今回の探検ま 10 時改正の案件が認可となった場合には、この認可内容を確実に反映しているのかという確認項目を追加しておりまして、それを運用方法をするということにいたしました。
2:02:06	ちょっとページ飛びまして、17-3 ページをご覧ください。
2:02:14	今申し上げた原因系をちょっと入れ整理したものでございます。
2:02:20	一番上が原本データということで、これは本店の認可をいただくたびに、最新のものに準じてデータを更新していけるというものでございますので、ちょっとその下 12 時改正 13 に書いて常時監視でありますけれども、
2:02:37	12 時改正で先ほど申し上げたとおり、管理区域図の変更を行いました。
2:02:45	認可された図面を一番上の原本データへ反映をお受けしておりますけど、例えば 13 時改正政令のときであれば、その後に申請書を作り始めましたので、この最新のデータから申請書を作成して
2:03:05	こういうプロセスで回っていくわけでございますけれども、14 時改正のときはですね、窃盗 10 日改正の認可の前から、同時に申請書を作成するというプロセスが進んでおりまして、これ自体は別にですけれども、本来であれば、
2:03:23	12 時間制の認可を受けたときに、別途、赤の生成。
2:03:28	真ん中。
2:03:29	矢印を書いておりますけれども、このタイミングで 12 時改正の認可内容を反映すべきところできていなかったとこういった
2:03:42	メインでございます。
2:03:46	先ほど申し上げた通り、その後策については、次のページ、17-4 ページにホームページ申請書の確認シートというものをつけてございますけれども、この中の 1 項目として、赤枠で囲っておりますけれども、
2:04:02	当然なんですけど、民間の最新版を用いているかということで、括弧書きで仮にその申請書作成中に他の案件がなくなった場合は、それもきちっと反映しているかっていう、こういった形で明示的に歯止めをかけて、
2:04:18	そうすると、パイプとってございます。
2:04:21	ちょっと戻っていただきまして、17-2 ページでございます。
2:04:30	このページではなぜ今回の廃止措置の申請でこの適正化をやっているのかということに対するお答えになります。
2:04:42	まず今回の適正化に関しては廃措置計画は全く関係ございまして、本件が発覚したのがですね、2021 年の 3 月 31 日ということで、これ現場のほうで、気づきがありまして、
2:04:58	コンディションレポートの方に登録をしております。
2:05:02	その後 4 月 5 日にスクリーニング会議というものがございまして、ここに付議をいたしまして、
2:05:11	中身として、実態としては管理区域として当該エリアは仮置きちり標識の掲示等の措置をなされていたので、放射線管理上の問題はなかったということで、Gap 不適合のシートということを判定しておりまして、

2:05:29	その翌日のCAP会議というものでその判断を了承してただ、当然中計止まっていたということで、是正処置再発防止の報告が必要ということになってございます。
2:05:44	この時点で
2:05:46	本章レポートの内容も含めまして、現地の検査官様には、御説明をさせていただいております。
2:05:54	出るとその後、6月3日ですけれども、それまでの期間で、ほかに同じような形で間違ってしまうようなことがないかということを確認しまして、これ結果的にこの図面だけだったんですけれども、
2:06:09	ないことを確認しまして、先ほど申し上げた是正処置の内容をCAP会議込みして了承ということになってございまして簿のときも是正措置の概要も含めて、現地の検査官あまり説明をさせていただきました。
2:06:25	ええと17-4ページで御紹介した社内標準の改正ということで歯止めをかける仕組みを6月17日に
2:06:34	改正をしております、これここまで終わった後も最初の美浜発電所に係る規定の申請ということで、この廃止措置計画の認可の申請にあわせて適正化を申請させていただいた。
2:06:50	ものでございます。本件申し上げており廃措置とは何ら関係ないんですけれども大変申し訳ないんですけれどもこういった時系列で、今回の申請につきまして、適正化をさせていただいております。説明は以上でございます。
2:07:08	規制庁の宮島です。この是正措置という過去のチェックシートを6月17日に施工されて、それ以降、
2:07:18	確かあの組織改正の保安規定。
2:07:22	71ぐらいに
2:07:26	施行されたものがあると思うんですけれども、どっかで事実関係の組織だったり、改正を
2:07:36	組織改編されていて、
2:07:39	そういうものをすべて確認して7日に施行されたものを確認した上ですべて
2:07:44	できるっていう体制が整っ整いましたっていう
2:07:47	御説明よろしかったですでしょうか。
2:07:51	関西電力ツジカワでございます。組織改正の申請を申し上げる通りございましてですねそれは2021年の6月の4日に
2:08:02	認可をいただいております。こちら審査を進めていただいた中で、ちょっと補正でいるのかっていうところはあったんですけれども、そのままほかのIPおんなじような誤りがないかっていうところはそこの部分も終わって、
2:08:20	学校でないと適正化っていうものもできないだろうと思ってございましてちょっとそこは時間軸があつてなかったということでございます。
2:08:41	すみません、あと、
2:08:43	3/2ページですね、2ページのところで、規制庁ミヤジマ話もさせていただきます。適合し、
2:08:51	具体的にどうということなんでしょうか。

2:08:59	関西電力のツジカワでございます。まずシキボウの前にキャップ簡略化というところが、
2:09:07	うん。
2:09:09	ありまして、不適合BまではCAPDCは却ことで、キャンプに該当しないものがこちらの部分。
2:09:20	次、当たり得るといことなんですけれども、却って何だっていうと品質に影響をⅡと時でしょうということで、例えばであれば、
2:09:34	炉心損傷頻度の増分デルタCDFが 10 のマイナス 6 乗以上の事象、例えば、そんな項目であつたりとか、Bであれば、
2:09:50	養護教育のほうは適合に影響はするんだけれども、
2:09:56	七つの監視領域というものがありますけれども／方角目標を達成して安全な状態は維持できているものとか、そういったとかBの区分がございます、これらに
2:10:09	当たらない属さない。
2:10:11	いいものというような定義を申し上げますとそのようなものになります。
2:10:22	はい、ありがとうございました。
2:10:26	ちょっと 17-2 ページの
2:10:31	何かあったところについてちょっとその他の下のほうでも、
2:10:35	何かてるこういう内容ですよっていうことはちょっと書きいただければなと思うんですけれども、可能でしょうか。
2:10:44	。
2:10:46	関連の追加でございます。すいません。ちょっとお声が
2:10:49	途中でいろいろなかったんですけれども今のご指摘は 4 ポツのその他にここも、
2:10:54	御客五霞それ以降Cとか、ここの判断に該当すると考えた理由を追記する、そういった御趣旨了解でしょうか。規制庁ミヤジマです。そう思ってたという位置付けです。ね指摘欲しいという、
2:11:11	そのものの位置付けです。
2:11:14	そこら辺をちょっと記載いただければと。
2:11:19	管理のツジカワでございます定義的なところも、こちら提供いたします。
2:11:27	はい、よろしく願いいたします。
2:11:35	ちょっとウェブ参加のツカベ 3 フジカワさん、何かございますでしょうか。
2:11:42	ツカベ特段ありません。
2:11:49	フジカワです。私からも特にありません。
2:11:55	はい、ありがとうございます。それでは、今、今、ポイントの 17 番、終わったので、最後に 19 番について、御説明お願いいたします。
2:12:06	各電力の幅ですけれども、今からコメント 10 件つき合せて先ほどの議論させていただいた内容と実績等で等でも特に
2:12:17	説明は
2:12:20	またちょっと省略させていただきます。
2:12:24	シミズ



2:12:25	はい、どうぞ。規制庁ミヤジマです。承知しました。
2:12:29	今回の、はい。
2:12:31	説明内容すべてということなんですけれども、監査電力から何か追加の説明事項等ございますでしょうか。
2:12:44	関西電力の秦ですけれども、追加のご質問がございませんで、審査会合の資料につきましては先ほど説明ありましたけれども、
2:12:59	ちょっとその調整をさせてこちらの考えを別途説明させていただいてもよろしいでしょうか。
2:13:07	はい。よろしくお願いいたします。第1回のヒアリングで当たっていただいた概要資料。
2:13:16	まず現在の御説明するします。そこでこの中で、本日の出てコメントして回答-4で示したこの1ページ目から、
2:13:26	10段縦断の1ページまでを含めた形で参考で含めた形とこういう第2案会の工事の却表見完了要件含めたものをこのままだよ資料の参考としてつけさせていたどうかと考えております。
2:13:46	あとは
2:13:50	オクデと名資料の添付5-補足説明で今回の資料、
2:13:57	。
2:13:58	水量と、あと、
2:14:02	医療にかかっているようにこれも参考です。
2:14:07	ポンプだけ。
2:14:10	個別になるかと質問変えてるけれどとりあえず今手配等に関係することで資料、今日の資料2については培養する方法後ろに補足として追加するという形で今考えてますけども、
2:14:25	これでよろしいでしょうか。
2:14:30	規制庁のミキヤです。資料については、基本お任せしたいと思いますが御説明するのにふさわしい資料ということで、お作りいただければと思うんですけども。
2:14:46	最初の1番目は前回のヒアリングで御提出いただいた概要のときに、
2:14:51	最初に不安我々どちらかという、もうちょっと理解したいなと思ったのは、
2:14:58	具体的に第一段階を踏まえて第二段階じゃ具体的にどういう工事なり解体なり8があるのか、第2第3第4ですねっていうのが最初に線表で申請書と同じ情報がくっついてるんですけども。
2:15:14	それだけだと正直あまり
2:15:18	市の氷のですね、添付書類ごとの概要を見ても、
2:15:24	よくわからん、議論がしづらっていうのが正直なところでした。
2:15:30	今回のコメント回答資料のほうでそこら辺をある程度詳細に示していただいたので、どちらかということや会合の中でも御説明いただいたほうがいいのではないかなあとは思いますがそこら辺はお任せしたいと思います。

2:15:49	第 I 段階の位置付けも一応参考資料のほうにつけていただければ、何か議論なったときに、こういう実績があつてこっちのほう、第二段階に反映してるといふことになると思いますので、そこら辺は資料の位置付けも含めて、
2:16:06	参考資料内で反映していただければ、一応、会合の中で確認ができるのかなとは思っております。あともう一つ情報としては、
2:16:17	第一段階の計画のときから変更になっている事項というのはどっかに明記いただいたほうが議論しやすいのかなあと思っております。
2:16:27	例えば新燃料の搬出なんかが、第二段階に食い込んだとかですね。
2:16:32	あとその他具体的に
2:16:35	特出しするお話ありましたでしょうか。ちょっとその整理さどっかでやっておいたほうがいいのかと思っております。
2:16:45	関西電力のハラですけれども、34 ページではちょっとしましたので、最後の話でいうと払い切る段階から変わったことといいますと、先ほどおっしゃった通り診療の搬出だけでございますので、それにつきまして概要資料の中にも入れてますので、その説明はわかっていただきます。
2:17:03	やっぱり細かく見てもそれだけなんですかね。
2:17:07	申請書ベースで、その変わった点の段階でのハラですけれども当然
2:17:13	第二段階の場合に市変更申請するとかもこういうふうに記載をしたりしてますけれども、計画の変更という意味では、近年量だけになります。
2:17:23	多い。
2:17:26	どうぞ。
2:17:29	資料としては、私はそのように考えておりますが、ツカベさんとかほかありますか。
2:17:39	学習とツカベの私は特段ありません。
2:17:44	へえ。
2:17:46	所で一通り関西電力さんから御説明終わっておりますね。
2:17:50	JA、
2:17:51	今後、
2:17:55	そうですね。今後、
2:18:00	何回会合やるかわかりませんが、もう
2:18:05	第二段階から
2:18:09	に着手するまでに
2:18:12	廃止措置計画に反映して変更認可を受けるっていうのが今回幾つかの場所パートでなくなっておりますので。
2:18:19	そこが第二段階で構台 3 段階では第 4 段階ではこう、
2:18:24	御説明は一応会合で、
2:18:27	いただきたいなと思っておりますし、まさにそこはきちんと確認すべき点なのかなとは思っておりますというのが先ほどちょっと申し上げた話と、繰り返になりますね。
2:18:40	あとは性能維持施設関係も前回のところでちょっと申し上げておりますけれども、

2:18:46	廃液蒸発装置の台数変更とかですね。
2:18:49	あと2号機のSFPの冷却機能削除。
2:18:53	ここについても介護できちんと御説明いただきたいなど。
2:18:58	モットーは
2:19:00	そうですね。他に話が今日ありました。
2:19:05	ところかな、あとはすみません相談。
2:19:08	保安規定の改廃装置なのかどっちでもいってという話はしておりますが、放出管理目標値の
2:19:14	その積み上げ算出方法。
2:19:17	についても前回ちょっとコメントさせていただいたのかなとは思っております。
2:19:23	その点以下よろしいですかね。
2:19:25	ナカノ関西電力ナカガワですけれども、承知しておりますのはこのような形で第2回目の審査会合で今言われたことができる設備する予定にしています。
2:19:36	はい。
2:19:38	討論は、
2:19:43	そうですね、あとはちょっと記載の適正化ということでいろいろといったファン規定のほうで
2:19:50	入れていただいておりますけれども、運転に影響を与えないことっていうのは確かに大飯でそういう議論があって、それを今回美浜に反映させましたということではあると思うんですけども、美浜美浜としてその12号の廃止と3号の運転っていうところで、
2:20:10	具体的に、そこは、
2:20:14	運転の影響確認をどうするのかって言うのは、
2:20:18	いろんな所時にはかなり
2:20:23	補足説明資料の詳細で御説明いただいておりますので、美浜についてもそこんところはきちんと御説明いただきま記載の適正化だから申請書だけで済ませるということではないのかなと思っております。
2:20:43	あと、ついでにちょっと申し上げてしまってよろしいですか。
2:20:48	関西電力ハラですけれども、どうぞ。
2:20:52	あと廃止措置のほうで、建屋名称の適正化がありましたけれども、
2:20:58	はいこうとかですね、廃棄物とか、
2:21:04	これ
2:21:06	今回、記載の適正化で、
2:21:10	建屋名称変わってるんですけども、設置許可側では、
2:21:14	変えずに、
2:21:16	もう何かで具体的に変わってるんでしょうか。
2:21:20	関西電力の秦ですけれども、
2:21:24	評価ピッチ許可側で図面上の名前が変わってしまったので、それに合わせて今回我々の図面も変えたという接着に合った記載の適正化になります。そこはちょっと何の設置許可、
2:21:41	3号の設置、火災課題にそれぞれ看護のデジタル化についてはいい。

2:21:46	そうすると 123 共用で 3 号の再稼働のときに名前を変えたのでそれを反映するってそういう理解ですか。
2:21:55	何回電力ハラですけれども、その通りです。
2:21:57	わかりました。
2:22:06	はい。
2:22:08	ちょっとそういう話でいくと、あと破損燃料の話が申請書にあるんですけども、
2:22:16	破損燃料をこの記載の適正化で書かれておりますが、もともとの全体の対数変わってないので内数を明確化したってことだと思うんですが、搬出先とかそういうものを具体的にもう
2:22:33	記載はできるんでしょうか。
2:22:36	これ戻っ箇所にもう最初に持って行ってことでいいですかね。
2:22:41	関西電力のハラですけれども
2:22:45	どこに書かせていただいた理由にもなるんですけども、基本的には六角運ぶと原則としては運ぶと考えてますので、ただ整理今どこワーカー組み入れないのは、
2:22:59	では、数十年前に壊れてずっとほったらかしっていうのもあったんで、もう 1 回具体的にちょっと調査をしようというところでこの調査を受けて持って行き先が変わるようであれば、例えば一部、
2:23:12	一般廃棄物区辺りになるものも出てくるかもしれないんで、その辺はまた明確になって今配置措置計画から変わるところがあればまた変更申請させていただこうと考えてます。
2:23:26	なるほど。そういったことってすみませんねと。
2:23:31	ちょっと今後、どっかしらんとところで、
2:23:35	御説明いただくのか、やっぱこっちからちょっといろいろと御質問させていただいたほうがいいんですかね。
2:23:41	なかなか今の申請書読む限りだと。
2:23:45	そこら辺がわかんなくてですね。
2:23:48	今後関西電力ハラですけれども、乾燥状態と第 1 回目の申請を閉会後でもいいですけれども、この後のヒアリングなりで補足説明資料でわかるような資料を提示させていただこうと考えております。
2:24:04	はい。多分関西電力さんのイメージとしては、
2:24:10	最初の第 1 回目の論点整理して、第 2 回目で、残りの論点っていうことかなと思っておりますが、論点かどうかもちょっとよくわからないところも我々、
2:24:25	考えていて、今関西電力さんが今後補足説明資料なりで説明しようと思われてる資料項目だけ先に上げていただければ。
2:24:36	こういったことはちょっと先に頭出ししておいたほうがいいなとか我々臨機応変に対応しますので、
2:24:43	これは次回のヒアリングのときで結構ですので、
2:24:46	今後のちょっと予定なり、
2:24:49	考えていらっしゃる補足説明資料の項目を列挙していただいてもいいですか。

2:24:55	／電力は出てくるものが表記します。はい。
2:25:00	私から以上です。
2:25:14	ハラ
2:25:20	ツカベofツカベさんとフジカワさんからも、
2:25:24	何か。
2:25:26	規制庁ツカベですが、特段ございません。
2:25:30	規制庁繰り返し私からも特段ありません。
2:25:34	ちょっとそれは今それではちょっと長くなります。
2:25:39	これをもちまして、美浜 12 号、一、二号炉のAは廃止措置計画に関わるヒアリングを終了させていただきます。本日はありがとうございました。
2:25:51	長時間ありがとうございました。